

第2次きたかみ男女共同参画・多様性社会 推進プラン

令和8年3月

北 上 市



は じ め に



男女共同参画と多様性社会の推進につきましては、平成11年に制定された男女共同参画社会基本法を契機としてその気運が高まり、誰にとっても生きやすく多様性を認め合う社会の実現を目指した様々な取組が行われて参りました。少子高齢化に伴う労働力不足やライフスタイルの多様化、国際化などの社会情勢の急激な変化に対応していくためにも、性別、年齢、国籍等に関わりなく、多様性を認め合い、それぞれの能力が十分に発揮できる環境づくりが必要となっています。

北上市では、平成31年に「北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例」、令和3年に「きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン」を策定し、年齢、障がいの有無、国籍や文化的背景の違い、性別等にかかわらず、それぞれの違いや共通点を認め合い、誰もが対等な立場で参画できる地域社会の実現に向けた取組を推進するとともに、令和6年度には「北上市パートナーシップ宣誓制度」を開始するなど取組を強化して参りました。

この度、現行の「きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン」の計画期間が令和7年度で終了することから、これまでの成果と課題を踏まえるとともに、この条例の基本理念に基づき、新たに「第2次きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン」を策定しました。本プランを推進するに当たっては、市、議会、市民、事業者及び教育に携わる者がそれぞれの役割を果たし、行動に移していくことが重要と考えておりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、策定にあたり貴重な御意見をいただきました「北上市男女共同参画・多様性社会推進委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントに御協力くださいました市民・団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和8年3月

北上市長 八重樫 浩 文

《目 次》

はじめに	3
第1章 策定にあたって	
1 策定の趣旨	6
2 計画の位置づけ	8
3 計画期間	9
4 きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン(令和3～7年度)の達成状況と主な課題	9
第2章 計画の基本的な考え方	
1 目指す姿	12
2 基本理念	12
3 基本目標	12
4 計画の体系図	13
第3章 施策の展開	
基本目標1 あらゆる場において多様な生き方の選択ができる環境づくり	15
基本目標2 性別にかかわらずあらゆる分野における活動方針の立案と決定に参画する機会の確保	19
基本目標3 ワーク・ライフ・バランス実現のための支援	24
基本目標4 多様な担い手が活躍できる地域活動の推進	29
基本目標5 性別等を理由とする差別的な取扱い、暴力やハラスメントの根絶	33
指標一覧	36
第4章 計画の推進	
1 計画の推進にあたって	39
2 市民・事業者や各種団体との連携	39
3 国や県等との連携	39
4 計画の進行管理	39
5 第2次きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン推進体制	40

参考資料

1	各種法令	42
2	世界・国・県の動向	52
3	北上市市民意識調査結果(抜粋) 男女共同参画と多様性社会に関するアンケート調査結果(抜粋)	53
4	委員名簿	76
5	経過	78
6	用語解説	79

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

日本国憲法では、すべての国民が性別等に関わりなく、基本的人権の享有や個人の尊重、また法の下での平等が保障されています。

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を「男女共同参画社会」と定義づけ、その実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけられました。

北上市は、法律の制定を受け平成13年に最初の「きたかみ男女共同参画プラン」（計画期間平成13～18年度）を策定し、その後も改訂を続け、男女共同参画推進に取り組んできました。

平成31年には「年齢、障害の有無、国籍及び文化的背景の違い、性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず、一人ひとりが違った個性及び能力を持つ個人として尊重され、それぞれの違い又は共通点を認め合い、多様な人々が能力を発揮できる調和のある社会」を「多様性社会」と定義し、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる地域社会を目指して「北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。

令和3年には条例が目指す姿の実現に向けて男女共同参画の視点に新たに多様性社会の視点を加えた「きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン」（計画期間令和3～7年度）を策定し施策を展開してきました。

プラン策定後は、令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、令和5年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定される等、男女共同参画・多様性社会推進をとりまく社会は少しずつ変化が起きています。

この度「きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン」が令和7年度で最終年度を迎えることから、施策・事業の実績を検証し、課題の解決と現在の社会情勢・法制度に対応した「第2次きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン」（計画期間令和8～12年度）を策定し、引き続き条例の目指す姿の実現に向けて総合的かつ効果的に計画を推進していきます。

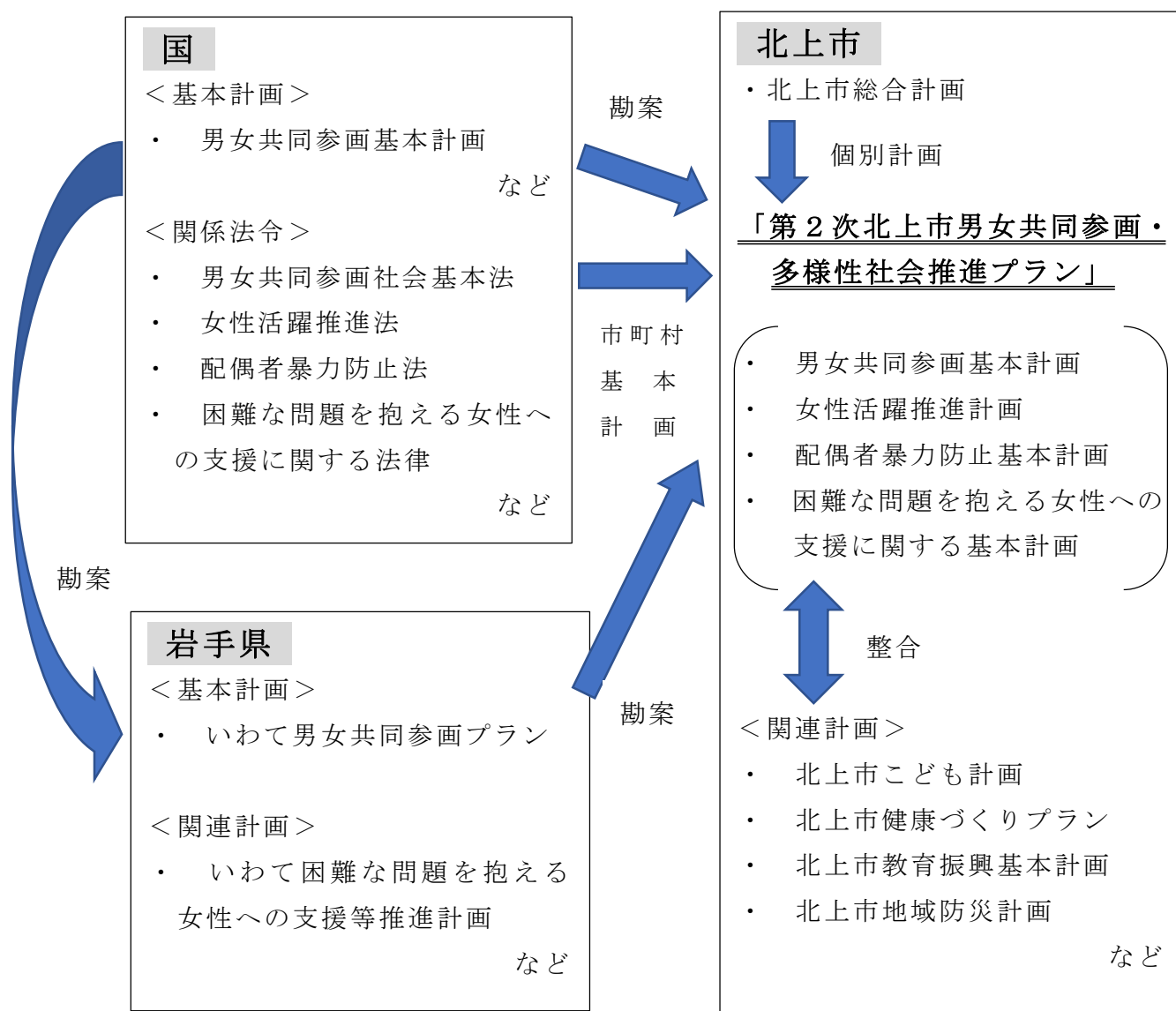
北上市の男女共同参画行政の歩み

年	法令、条例、基本計画
平成11 (1999)	男女共同参画社会基本法制定
平成13 (2001)	きたかみ男女共同参画プラン(前期)策定 (計画期間平成13～17年度)
平成18 (2006)	きたかみ男女共同参画プラン(後期)策定 (計画期間平成18～22年度)
平成23 (2011)	きたかみ男女共同参画プラン(前期)策定 (計画期間平成23～27年度)
平成28 (2016)	きたかみ男女共同参画プラン(後期)策定 (計画期間平成28～令和2年度)
平成31 (2019)	北上市男女共同参画と多様性社会を推進する推進条例制定
令和3 (2021)	きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン策定 (計画期間令和3～7年度)
令和8 (2026)	第2次きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン策定(計画期間令和8～12年度)(本プラン)

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例(以下条令)第12条に基づく基本計画として策定するものです。
- (2) 本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に定める「市町村推進計画」を兼ねるものとします。
- (3) 本計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」を兼ねるものとします。
- (4) 本計画は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に定める「市町村基本計画」を兼ねるものとします。

また、本計画の策定にあたっては、国、県、及び北上市の関連計画等との整合を図ります。



3 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

4 きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン(令和3～7年度)の達成状況と主な課題

令和3年に策定した「きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン」の主な指標の令和7年度までの達成状況と課題は、次のとおりです。

(1) 固定的性別役割分担意識の解消の取り組み

固定的性別役割分担意識を解消するため、意識啓発活動や情報発信を行ってきました。令和7年度市民意識調査では、固定的性別役割分担意識に反対する人の割合や年々増加していますが、性別にかかわらず社会に参加できる環境づくりに満足していると回答した人は58.2%で、個々人の意識と現実生活の間には未だ差があることが分かりました。継続的な意識啓発活動に取り組む必要があります。

指標	令和3年度	令和7年度	令和7年度目標値
「男性は仕事、女性は家庭」という固定的性別役割分担に「反対」又は「どちらかという反対」と回答した人の割合(市民意識調査)	72.5%(令和2年度)	80.0%	75%

(2) 多様性への理解促進のための取り組み

一人ひとりに個性・特徴があるように、性自認や性的指向の組み合わせにより、様々な性のあり方があることが分かっています。北上市では、LGBTQ+など性的マイノリティへの理解促進に取り組むとともに令和6年度から双方又は一方が性的マイノリティであるカップルが一部の行政サービスをパートナーとともに受けられる北上市パートナーシップ宣誓制度を開始しました。引き続き啓発活動とパートナーシップ宣誓制度の周知が必要です。

(3) あらゆる分野における活動方針の立案と決定に参画する取り組み

市の審議会等における女性委員の割合は、令和7年度で29.3%と令和3年度から横ばい状態が続いています。また、女性が一人もいない審議会等も未だある

ことから、引き続きポジティブ・アクション等男女が共に政策方針決定にかかわることができる取り組みが必要です。

また、災害時には、多様性の視点を持った避難所運営や防災活動が必要なため、地域づくりや、防災分野における男女共同参画の取り組みが必要です。

指標	令和 3 年度	令和 7 年度	令和 7 年度目標値
女性委員のいる市の 審議会等の割合	87%	80.7%	100%
市の審議会等における 女性委員の比率	27.4%	29.3%	30%
地域づくり組織役員 における女性割合	7.5%	9.9%	15%
北上市防災会議の女 性委員の割合	16.6%	21.4%	12%

(4) ワーク・ライフ・バランス実現のための取り組み

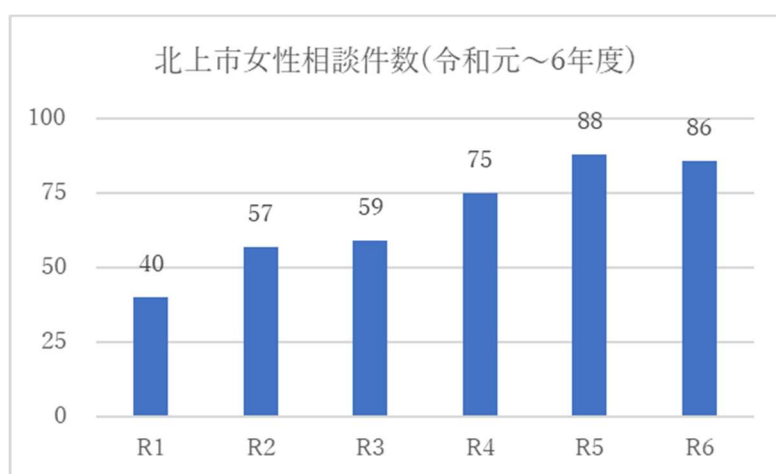
仕事と子育て・介護の両立支援を進め、待機児童の解消など一定の成果が見られました。しかし、令和 7 年度市民意識調査では、仕事や趣味、家事・育児など生活のバランスが取れていると感じている人は 46.9%と約半数に留まっており、依然として約半数以上が十分に実現できていない状況にあります。

その背景には、長時間労働や家事・育児負担の偏りなどの課題があると考えられます。国においては、働き方改革関連法により「働き過ぎ」を防ぎつつ、多様で柔軟な働き方の実現が進められていますが、市としても生産性の向上と長時間労働の是正に向けた企業への働きかけをするとともに、企業としても仕事と子育て・介護の両立支援の充実を図る必要があります。

(5) 暴力やハラスメントの予防と根絶のための取り組み

D V、ハラスメント等男女間の暴力をなくすため、国が定める女性に対する暴力をなくす運動等の情報発信と、中高生を対象とした啓発講座を開催してきました。しかしながら女性相談の件数が増加傾向にあること、D Vの相談先を知っている人の割合は50%台を推移していることから、より一層の周知啓発が必要です。

また、D V被害にあった人は、経済的困窮や社会的孤立等複合的な悩みを抱えることが多いため、様々な困難な問題に対応できる相談体制を維持するとともに、被害者支援が必要です。



資料：北上市健康こども部こども家庭センター

指標	令和3年度	令和7年度	令和7年度目標値
D Vの相談先を知っている人の割合	54.0%(令和元年度)	57.6%	70%

第2章 計画の基本的な考え方

1 目指す姿

本計画では条例前文に基づき目指す姿を次のとおりとします。

誰もが多様性を認め合い対等な立場で参画でき、いきいきと自分らしく暮らせる地域社会の実現

2 基本理念

この目指す姿を実現するため、次の6項目を基本理念として掲げます。

(1) 人権の尊重

市民が、お互いの違い及び特性を認め合い、個人としての人権が尊重され、尊厳を持って生きることができること。

(2) 固定的な役割分担意識によらない多様な生き方

市民が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によって、個人の活動が制限されることなく、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができること。

(3) 政策などの立案や決定への参画

市民が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

(4) ワーク・ライフ・バランスの実践

市民が、相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活並びに地域における活動の調和のとれた生活を営むことができること。

(5) 国籍や性別の違いなどによる差別に苦しむ人への配慮

市民が、年齢、障がいの有無、国籍及び文化的背景の違い、性別並びに性的指向及び性自認を理由とする差別によって困難な状況にある人へ配慮すること。

(6) 国内外の取組への理解

市民が、国際社会及び国内の男女共同参画と多様性社会に係る取組を積極的に理解すること。

3 基本目標

基本理念に基づき次に掲げる5つの基本目標を設定し、取組を推進します。

1 あらゆる場において多様な生き方の選択ができる環境づくり

2 性別にかかわらずあらゆる分野における活動方針の立案と決定に参画する機会の確保

3 ワーク・ライフ・バランス実現のための支援

4 多様な担い手が活躍できる地域活動の推進

5 性別等を理由とする差別的な取扱い、暴力やハラスメントの根絶

4 計画の体系図

目指す姿(北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例前文)

誰もが多様性を認め合い対等な立場で参画でき、いきいきと自分らしく暮らせる地域社会の実現

基本理念(北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例第3条)

(1) 人権の尊重 (2) 固定的な役割分担意識によらない多様な生き方 (3) 政策などの立案や決定への参画

(4) ワーク・ライフ・バランスの実践 (5) 国籍や性別の違いなどによる差別に苦しむ人への配慮 (6) 国内外の取組への理解

基本目標 1

あらゆる場において多様な生き方の選択ができる環境づくり

基本目標 2

性別にかかわらずあらゆる分野における活動方針の立案と決定に参画する機会の確保

基本目標 3

ワーク・ライフ・バランス実現のための支援

基本目標 4

多様な担い手が活躍できる地域活動の推進

基本目標 5

性別等を理由とする差別的な取扱い、暴力やハラスメントの根絶

施策の方向性 1

- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消
- ・ 多様な性のあり方への理解促進と北上市パートナーシップ宣誓制度の周知
- ・ 広報啓発活動の充実、調査研究、情報の収集と提供

施策の方向性 2

- ・ 性別等にかかわらず能力を発揮できる人材の育成
- ・ 政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上
- ・ 多様で柔軟な働き方の支援
- ・ 生涯にわたる教育の場における学習機会の提供

施策の方向性 3

- ・ 多様な子育て、介護需要に応じた支援
- ・ 希望や特性に応じて、安心して、安定的に働き続けることができる環境づくり
- ・ 生涯を通じた健康支援

施策の方向性 4

- ・ 地域活動への参画推進
- ・ 多様な個性と能力を活かし合う地域環境づくり
- ・ 防災や災害対応における男女共同参画と多様性の視点を取り入れた取組の推進

施策の方向性 5

- ・ 暴力やハラスメントの予防と根絶のための基盤づくり
- ・ 困難な問題を抱えた人々の支援と環境整備

配偶者暴力防止基本計画

困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

第3章 施策の展開

【指標】

本計画の進捗等を評価するため、次の3つの指標を設けます。

1 成果指標

基本目標に基づく施策の方向性の進捗及び達成状況を評価するもの。

2 活動指標

施策の方向性に基づいた主な事業の実施状況を評価するもの。

3 参考指標

参考指標は、次のいずれかの理由で参考として記載するものです。

- (1) 数値の変遷を見て、社会情勢を測る資料とすべきもの。
- (2) 指標として目標値を設定することが適切でないもの。
- (3) 市の施策によって直接、増加又は減少させることができないもの。

基本目標 1

あらゆる場において多様な生き方の選択ができる環境づくり

<現状と課題>

誰もが家庭・地域・職場といったあらゆる場において自分の生き方を選択できることが望まれています。

令和7年度市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的性別役割分担に反対、又はどちらかというのと反対と回答した人の割合は80.0%と増加傾向にありますが、「性別にかかわらず社会に参加できる環境づくりの満足度」は、令和7年度時点で57.3%に留まっています。

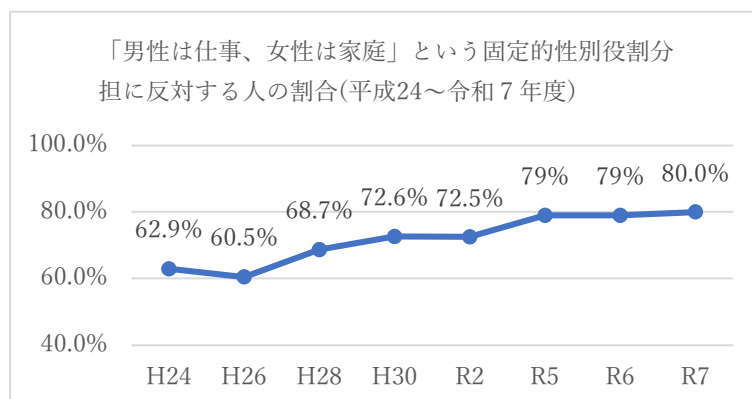
このため、性別によらず誰もが対等な構成員として仕事上の責任を果たす一方で、家事・育児・介護といった家庭の役割を果たせるように、社会の意識と行動を変えていく必要があります。

また、一人ひとりに個性・特徴があるように、性自認や性的指向の組み合わせにより、様々な性のあり方があることが分かっています。性的マイノリティについて理解を深め、多様性を認め合う社会づくりが必要です。

また、性的マイノリティの人は、多様な性のあり方に対する誤解や偏見から否定的な発言やからかいや、本人の同意なく性自認や性的指向などを第三者に対して暴露される「アウトティング (outing)」の被害を受けることがあり、重大な人権侵害として問題となっています。

北上市では、令和6年4月から双方又は一方が性的マイノリティであるカップルを対象に「結婚に相当する関係」とする証明書を交付し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする「北上市パートナーシップ宣誓制度」を始めました。証明書を提示することで一部の行政サービスをパートナーとともに受けることができます。

男女共同参画と多様性社会の推進は、国内外の社会情勢の変化などに対応して常に新しい情報に基づいて構築していくことが求められます。これらを調査・情報収集し、信頼性のある情報として市民等へ提供することが必要です。



資料：平成24～令和7年度
市民意識調査(北上市)

<施策の方向性>

1 固定的な性別役割分担意識の解消

① 家庭や地域における性別役割分担の改善

男女共同参画週間等の機会を活用し、性別による固定的な役割分担意識を解消する意義や重要性についての理解を促進するための広報・啓発活動を行います。

② 職場におけるジェンダー平等意識の向上

個人の意識だけではなく、性別にかかわらず家事や育児、介護等に参画することに対する職場の理解を深められるよう、必要な啓発等を行います。

また、仕事においては、重要事項の決定や休暇制度の利用等において、性別による偏った優位性が解消され、誰もが望むキャリアを形成できるよう、企業向けの講座・研修を開催又は周知します。

2 多様な性のあり方への理解促進と北上市パートナーシップ宣誓制度の周知

① 多様な性のあり方への理解促進

性の多様性への理解促進と性的マイノリティへの偏見をなくすため広報・啓発活動を行います。

② 学校・職場等における多様な性に配慮した環境づくり

様々な性自認、性的指向に配慮した環境づくりができるよう啓発活動、情報提供等を行います。

③ 北上市パートナーシップ宣誓制度の周知・活用

北上市パートナーシップ宣誓制度を周知します。また、宣誓をしたカップルが法律婚カップルと同様に利用できる行政・民間サービスについて情報を収集し、提供します。

3 広報啓発活動の充実、調査研究、情報の収集と提供

① 広報啓発活動の充実

様々なメディアを活用し、男女共同参画と多様性社会に関する情報提供を行います。

② 国内外の事例の調査研究、情報の収集と提供

国内外の先進的な事例の調査や男女共同参画と多様性社会に関する市民向けアンケートを実施します。また、図書、行政資料、パンフレット、広報紙、新聞、視聴覚資料を収集し、図書館及び生涯学習センター等において提供します。

③ 男女共同参画と多様性社会を推進する教育・学習の充実

性別や性的指向及び性自認にかかわらず、一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として人権を尊重し合うため、大学等の研究機関や岩手県男女共同参画センター等と連携し、講座等を開催します。また、保育・幼児教育分野において、子どもが性別にかかわらず自分らしく育つ環境づくりを推進するため、保育者、教育関係者、保護者との連携を図り、アンケート、関係者への研修や啓発を実施

します。

<主な事業>

施策の 方向性	事業名【担当課】	内容
1・2	男女共同参画・多様性社会講座開催事業【地域づくり課】	市民(地域・学校・企業)を対象に啓発講座を開催します。
2	北上市パートナーシップ宣誓制度周知啓発事業【地域づくり課】	当該制度及び多様な性について、意識醸成や理解促進のため周知啓発を行います。また制度の相談、手続き等の対応をします。
3	広報紙、ホームページ等への情報掲載【地域づくり課】	男女共同参画と多様性社会に関する情報提供を広報、HP などにより行います。

<主な指標>

区分	主な指標 【担当課】	現状値 (R7)	目標値 (R12)	目標値設定の 考え方
成果	「男性は仕事、女性は家庭」という固定的性別役割分担に「反対」又「どちらかという反対」と会とした人の割合(市民意識調査)【地域づくり課】	80.0%	90%	年約2%の上昇を目指すものです。
成果	「性別にかかわらず社会に参加できる環境づくり」の満足度(市民意識調査)【地域づくり課】	57.3%	70%	年約2%の上昇を目指すものです。
成果	「LGBTQ+」を知っている人の割合(アンケート)【地域づくり課】	89.5%	100%	年約2%の上昇を目指すものです。
成果	「北上市パートナーシップ宣誓制度」を知っている人の割合(アンケート)【地域づくり課】	77.3%	85%	年約2%の上昇を目指すものです。
活動	広報紙、ホームページ等での情報提供回数【地域づくり課】	38回	40回	現状維持とします。
活動	男女共同参画・多様性社会講座参加者数(フォーラム・出前講座等を含む)【地域づくり課】	457人	500人 (累計)	年間100人(出前30人、講座・フォーラム70人)の参加者を目指すものです。

基本目標 2

性別にかかわらずあらゆる分野における活動方針の立案と決定 に参画する機会の確保 (女性活躍推進計画)

<現状と課題>

社会のあらゆる分野において活動方針の立案と決定に男女が対等な立場で共同して参画することは、社会の多様性と活力を高め、持続的な発展をするために重要です。

行政分野においては、北上市の審議会等における女性委員の割合は、令和7年度時点で29.3%と上昇傾向にあります。女性委員が一人もいない審議会が約20%あることから、引き続き参画促進に取り組めます。

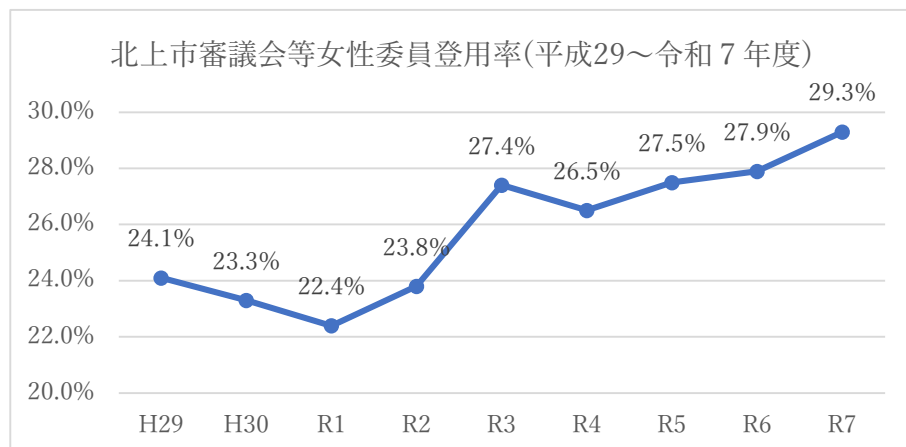
政治分野においては、北上市議会の女性議員割合は令和7年度時点で31%と上昇傾向にあり、この状態が継続・発展することが望まれます。

平成30年に施行された「政治分野における男女共同参画推進に関する法律」に基づき政治分野におけるハラスメント防止、家庭生活との両立等を推進し、男女ともに政治に参画しやすい環境づくりに取り組めます。

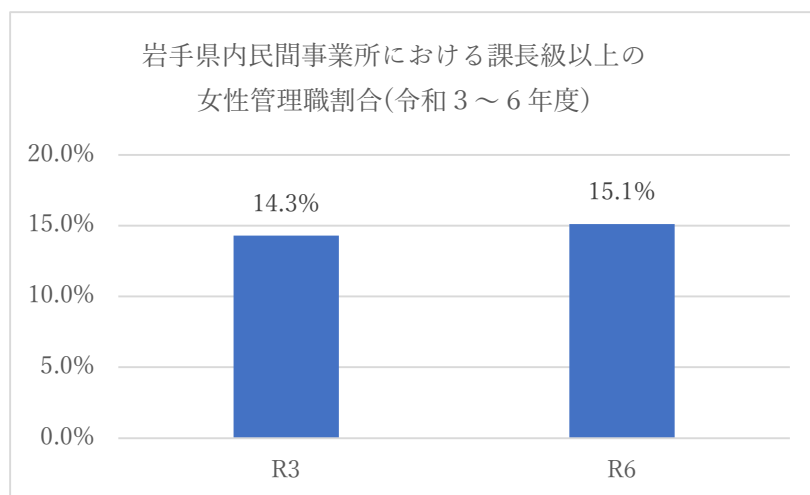
経済分野においては、令和6年度における岩手県内の民間企業における管理職の女性割合は、15.1%と令和3年度より上昇しているものの、未だ企業の方針決定に女性が参画しにくい状況にあります。多様な人材が職場で活躍できるよう女性リーダーの育成や、ライフステージの変化によりキャリア形成の見直しを希望する人への支援が必要です。

また、農業、自営業においては、家族経営が多く、就業条件や家庭生活との境界線などが不明確になりがちです。

これらのことから、それぞれの分野において意思決定過程に誰もが参画する機会を確保できるようキャリア形成のための研修や、学びなおし(リカレント教育)への取り組みが必要です。



資料：北上市まちづくり部地域づくり課



資料：令和3～6年度
女性活躍推進に関するアンケート
(岩手県)

<施策の方向性>

1 性別等にかかわらず能力を発揮できる人材の育成

① キャリア形成（教育）の充実

多様なロールモデルの体験紹介や交流を通してキャリア形成のための支援を行います。

② リカレント教育の推進

多様な人材の活躍を目指し、社会人の学び直し（リカレント教育）を推進します。

2 政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上

① 政治、公共分野への女性の参画促進

政治や社会課題への理解や関心を高め、多様な市民の公共分野や政治への参画を促します。

また、市の審議会等の女性委員の比率が目標値に達していないものについては、委員改選を行う際、ポジティブ・アクションを検討し、積極的に女性委員の登用を図ります。

② 企業における女性活躍推進への取組支援

県の「いわて女性活躍企業等認定制度」等による認定のメリットやセミナーの周知を通して、女性活躍推進に取り組む企業の増加を図ります。

3 多様で柔軟な働き方の支援

① 農業・自営業等における多様で柔軟な働きやすい環境づくり

個人事業主やその家族等が対等な構成員として経営方針の意思決定に参画し、仕事と家庭生活を両立できるよう必要な啓発を行います。

また、農業に意欲のある就農者を増やすため、担い手育成や就農支援等を進めます。

② 就業のための情報提供や再就職の支援

市内の就業状況の変化に対応し、北上雇用対策協議会と連携しながら、就職意欲がある者と企業のマッチング機会を創出します。また、ジョブカフェさくらを通じた就職活動の相談支援や一般求職者向けセミナーを実施します。

③ 多様な人材活用の働きかけ

企業において多様な人材を積極的に活用し経営戦略に取り込むため、先進事例を広く発信します。

4 生涯にわたる教育の場における学習機会の提供

① 生涯にわたる新たな学びの提供

市民を対象にした出前講座や市民大学、地域住民を対象とした社会教育事業、事業所、経営者を対象とした起業支援・人材育成セミナーなど、生涯にわたる新たな学習の機会を提供します。

<主な事業>

施策の 方向性	事業名【担当課】	内容
1	女性のキャリア形成支援リカレントプログラム【地域づくり課】	岩手大学と共催し女性のキャリア形成支援リカレントプログラムを実施します。
3	社会人就業支援事業【産業雇用支援課】	北上地域合同就職相談会及び各種セミナーを開催します。
1・2・3	男女共同参画・多様性社会講座開催事業（再掲）【地域づくり課】	市民(地域・学校・企業)を対象に啓発講座を開催します。
4	市民大学【生涯学習文化課】	生涯にわたる新たな学習の機会を提供するため、個人のライフステージに応じた多様な講座を開催します。
4	出前講座事業【生涯学習文化課】	企業や民間講師と連携しながら、年齢、性別、人種、個人の価値観など、様々な人々が互いに尊重し合える環境づくりを目指し、多様な講座を開催します。
4	女性農業者限定農機具講習会【農業振興課】	女性農業者が農業機械に触れ、安全で正しい使用等について学ぶ講習会を開催します。

<主な指標>

区分	主な指標【担当課】	現状値 (R7)	目標値 (R12)	目標値設定の 考え方
成果	女性委員のいる市の審議会等の割合【地域づくり課】	80.7%	100%	対象とする全ての審議会等に女性委員が任命されることを目指します。 ※地方自治法第203条の3に基づくものを対象とします。
成果	市の審議会等における女性委員の比率【地域づくり課】	29.3%	35%	北上市総合計画内の令和12年度目標値です。 ※地方自治法第203条の3に基づくものを対象とします。

成果	「性別にかかわらず社会に参加できる環境づくり」の重要度 (市民意識調査)【地域づくり課】	89.7%	100%	年約2%の上昇を目指すものです。
成果	いわて女性活躍認定企業等の認定を受けた市内企業数(step1 step2 合計)【地域づくり課】	21社 (累計)	40社 (累計)	年3～4社の増加を目指すものです。
成果	えるぼし認定(女性活躍推進優良 企業)市内企業数【地域づくり課】	3社	6社	現状値の2倍を目指す ものです。
活動	就職相談会、セミナー参加者数 【産業雇用支援課】	140人	140人	人口減少により求職者の大幅な増加は見込めないため、セミナー参加者も現状維持とする ものです。
活動	男女共同参画・多様性社会講座参加者数(フォーラム・出前講座等を含む)(再掲)【地域づくり課】	457人	500人 (累計)	年間100人(出前30人、講座・フォーラム70人)の参加者を目指す ものです。
参考	岩手大学女性のキャリア形成支援リカレントプログラム受講者数【地域づくり課】	10人	—	—
参考	北上市議会議員における女性の割合【議会事務局】	30.8%	—	—
参考	市の管理職に占める女性の割合【総務課】	24.1%	—	課長級以上の職員を対象とします。

基本目標 3

ワーク・ライフ・バランス実現のための支援

(女性活躍推進計画)

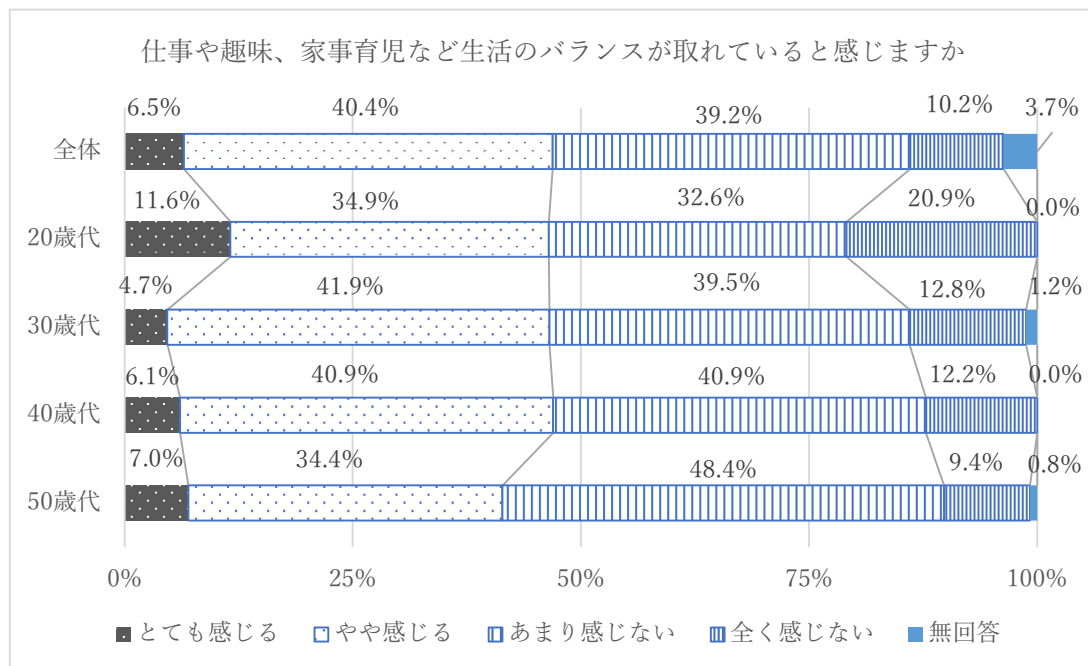
<現状と課題>

国では、平成19年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しています。また、女性活躍推進法では、男女の別を問わず本人の意思を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立を目指しています。

しかしながら、令和7年度市民意識調査では、20歳代から50歳代の約半数でワーク・ライフ・バランスが取れていると「あまり感じない」又は「全く感じない」と回答しています。

背景には、フルタイムの共働き家庭や核家族が増加している一方で、固定的性別役割分担意識に起因する女性の家事・育児の負担が大きいこと、長時間労働の常態化等があります。

仕事と子育て・介護・自己実現等を含む生活とを両立するには、家事分担の偏りの解消、長時間労働の抑制と生産性の高い働き方の実現等、ライフステージに応じて多様で柔軟な働き方ができる環境を整備することが必要です。



資料：令和7年度市民意識調査（北上市）

<施策の方向性>

1 多様な子育て、介護需要に応じた支援

① 育児・介護支援の充実

働きながら育児・介護する人を支援する環境づくりに努めます。

② 育児・介護休業後の職場復帰支援

育児・介護休業取得後の職場復帰を支援するため、必要な情報を労働者と企業の両方に情報提供します。

2 希望や特性に応じて、安心して、安定的に働き続けることができる環境づくり

① 長時間労働の削減等の働き方改革

多様な働き方を選べる環境の整備を促進するため、企業向けに補助金や専門家の派遣などの情報提供を行います。

② 育児・介護休業の取得促進

仕事と生活の両立、育児・介護休業制度が定着するよう、市民や企業への啓発を行います。

また、国や県で子育てを積極的に支援する企業を認定、表彰する制度（くるみん・プラチナくるみん等）を周知することにより、魅力ある労働環境づくりを推進します。

3 生涯を通じた健康支援

① ライフステージに応じた健康づくりの支援

ライフステージに応じた健康診査やがん検診等を実施し、生涯を通じた健康支援を推進します。

性別、年齢、障害の有無などにかかわらず、それぞれのライフステージでスポーツ活動の習慣化を促進する機会や環境を提供し、心身の健康増進を推進します。

② 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実

妊産婦、乳幼児に対して健康診査及び保健指導を行い、心身の健全な発達を促します。

<主な事業>

施策の 方向性	事業名【担当課】	内容
1	産前教室開催事業【こども家庭センター】	妊婦とその配偶者を対象に、育児情報の提供、妊婦の心身のケア、夫の役割などについて講話、沐浴の実技演習等を行います。
1・3	産後ケア事業【こども家庭センター】	産後の母親の身体的回復及び心理的な安定並びに乳児の健康維持を図るために、助産師、保健師がケアを行う。主に「産後デイサービス（1日）（半日）」、「訪問型サービス」の3つのサービスを提供します。
1	一時預かり事業【子育て支援課】	保護者の疾病やリフレッシュのため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行うものです。
1	延長保育事業【子育て支援課】	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日並びに利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施するものです。
1	病児・病後児保育事業【子育て支援課】	病中期あるいは病気の回復期にある児童及び体調不良の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行うものです。
1	ファミリー・サポート・センター事業【子育て支援課】	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。
1	乳児等通園支援事業【子育て支援課】	保育所等に通っていない満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育

		所、認定こども園、幼稚園等に通うことができる通園給付です。
1	放課後児童健全育成事業【子育て支援課】	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図るものです。
2	ワーク・ライフ・バランス啓発事業【地域づくり課】【産業雇用支援課】	企業、学校等へ研修会の実施、産前教室において育児・介護休業制度について周知します。 企業訪問時に一般事業主行動計画策定、くるみん認定制度について周知をします。
3	各種健診事業【健康づくり課】	生涯にわたり健康な生活を送れるよう健診を実施し病気の早期発見、重症化予防に取り組みます。
3	スポーツを通じた健康の維持増進につながる各種事業【スポーツ推進課】	子育て・働き盛り世代が気軽にスポーツに親しむきっかけを作るため親子が一緒にできる体験イベントなどのスポーツ事業を実施します。 ライフステージに応じてスポーツを楽しむよう各種スポーツ教室等を開催します。

<主な指標>

区分	主な指標【担当課】	現状値 (R7)	目標値 (R12)	目標値設定の考え方
成果	仕事や趣味、家事・育児など生活のバランスが取れていると感じる人の割合(市民意識調査)【地域づくり課】	46.9%	60%	年約3%の上昇を目指すものです。
成果	北上市の子育て環境・教育環境は充実していて安心して子育てや教育ができると感じる人の割合(市民意識調査)【地域づくり課】【子育て支援課】	61.9%	65%	北上市総合計画のR7目標値を参照します。
成果	市内男性の育児休業取得率【子育て支援課】	15.6% (R6実績)	20%	北上市こども計画を参照します。

成果	いわて子育てにやさしい企業認証市内事業者数【地域づくり課】	11 社 (累計)	30 社 (累計)	年 3 ～ 4 社の増加を目指すものです。
成果	くるみん認定(子育てサポート企業)市内企業数【地域づくり課】	4 社	8 社	現状値の 2 倍を目指すものです。
成果	従業員数100人以下で次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している市内事業者数【産業雇用支援課】【地域づくり課】	64 社	90 社	年 5 社の増加を目指すものです。
成果	週 1 回以上運動やスポーツを行っている20歳以上の市民の割合【スポーツ推進課】【地域づくり課】	52.5%	70% (R17)	令和17年度までに 70% まで増加を目指すものです。
参考	北上市では必要な時に必要な介護保険サービスや福祉サービスを受けられていると思う人の割合(市民意識調査)【地域づくり課】【長寿介護課】	57.1%	—	—

基本目標 4

多様な担い手が活躍できる地域活動の推進

<現状と課題>

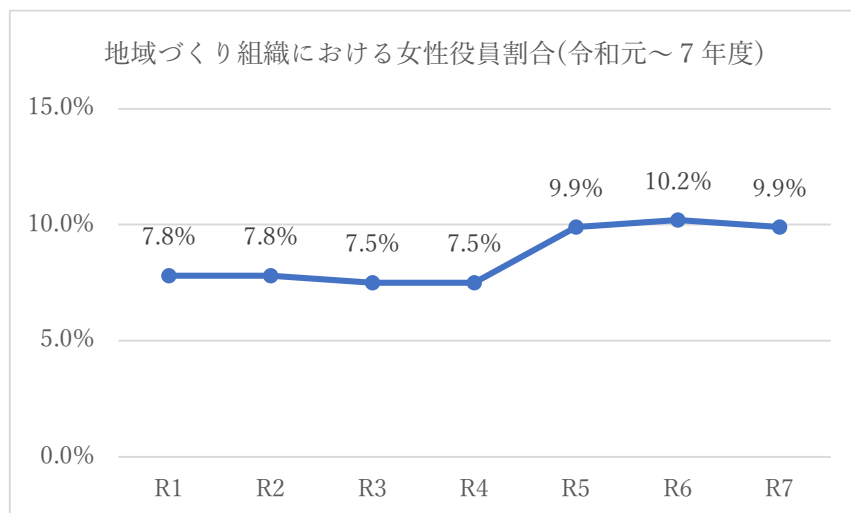
地域には、性別、年齢、障がいの有無、国籍などが異なる多様な人々が暮らしています。

一人ひとりがまちづくりの主体として地域課題の解決に取り組むためには、地域コミュニティの役員構成における性別等のバランスの確保や、男女共同参画の視点を踏まえ、国際理解を含めた多様な価値観に対応できる人材の育成・活躍の促進、さらにまちづくりを担う人材・団体間の連携・協力の強化が必要です。

また、東日本大震災など過去の大規模災害の教訓を踏まえると、地震や風水害等の発生時には、多様な立場にある人々への配慮が求められます。

例えば、避難所運営においては、防災備蓄品や支援物資の配布方法を工夫することや、プライバシーに配慮した環境を整備することなど、多様な人々が避難することを前提とした対応が求められています。

そのためには、平時から地域における男女共同参画を推進するとともに、防災や災害対応において多様な立場の人々の視点を取り入れた体制づくりを進める必要があります。



<施策の方向性>

資料：北上市まちづくり部地域づくり課

1 地域活動への参画推進

① 多様な人材の地域活動参加促進

多様な人材が地域活動に参画できるよう、地域の活動情報を発信するとともに自治会等において多様な価値観が生まれるよう広報・啓発活動を行います。また、市民活動情報センターと協働で地域づくりの担い手育成を支援します。

② 男女共同参画の視点を持った人材の育成

自主的に地域の中で男女共同参画推進運動に取り組む男女共同参画サポーター（岩手県が主催する養成講座を受講し、認定を受けた方。）の養成支援と、その後の活動を支援します。

2 多様な個性と能力を活かし合う地域づくり

① 多様な視点による地域活動と課題解決

地域活動に性別・年齢・国籍等が異なる多様な背景を持つ人が参画し、各々が培ったスキルやノウハウを活かし、課題解決に取り組めるよう地域活動への参画を促す取組を行います。

3 防災や災害対応における男女共同参画と多様性の視点を取り入れた取組の推進

① 防災に関係する意思決定過程の場における多様な主体の意見反映

北上市地域防災計画の更新、見直しの際に、会議の委員に男女が共に参画するとともに、学生、外国人等多様な主体からの意見を反映します。また、災害発生時は多様性に配慮した情報提供や避難所運営に努めます。

② 自主防災組織における女性の参画促進

自主防災組織や地域コミュニティ活動において、女性の参画を促進します。

<主な事業>

施策の 方向性	事業名【担当課】	内容
1・2	男女共同参画・多様性社会出前講座事業(再掲)【地域づくり課】	市民(地域・学校・企業)を対象に啓発講座を開催します。
1・2	男女共同参画サポーター養成支援事業【地域づくり課】	いわて男女共同参画サポーター養成講座の受講推進、市内の男女共同参画サポーターとの協働事業に取り組みます。
3	北上市地域防災計画策定事業【危機管理課】	北上市地域防災計画の修正などについて防災会議を開催します。
3	北上市自主防災マイスター認定事業【危機管理課】	北上市自主防災マイスター養成講習を開催します。
3	自主防災組織研修会開催事業【危機管理課】	自主防災組織向けの研修会を開催します。

<主な指標>

区分	主な指標【担当課】	現状値 (R7)	目標値 (R12)	目標値設定の 考え方
成果	女性役員がいる地域づくり組織の割合【地域づくり課】	68.8%	100%	全地域づくり組織に女性役員がいる状態を目指します。
成果	地域づくり組織における女性役員割合【地域づくり課】	9.9%	15%	年約1%の上昇を目指すものです。
成果	北上市防災会議の女性委員割合【危機管理課】	21.4%	20.0%	関係団体から委嘱する委員は、女性委員の割合を3割以上に維持することを目指します。
活動	男女共同参画サポーター延べ活動参加者数(累計)【地域づくり課】	35人	200人	年間延べ40人の活動参加者者を目指すものです。
参考	北上市自主防災マイスターの女性認定者数【危機管理課】	16人	—	—

参考	市政座談会の女性の参加人数 割合【地域づくり課】	18.1%	—	—
----	-----------------------------	-------	---	---

基本目標 5

性別等を理由とする差別的な取扱い、暴力やハラスメントの根絶 (配偶者暴力防止基本計画)

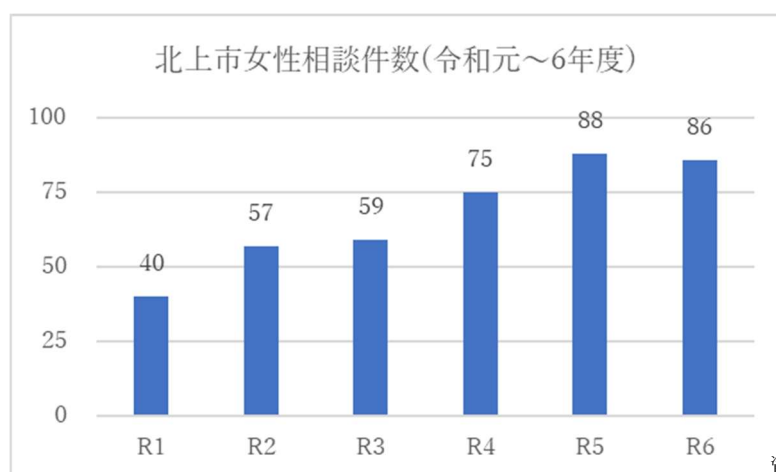
(困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)

<現状と課題>

配偶者・パートナー間の暴力（DV）、職場におけるハラスメント、性犯罪など、暴力で相手を支配しようとする行為は、被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害です。このようなDV被害が深刻化する背景として被害・加害の認識が薄いことや相談先の認知が低いことなどがあります。

北上市における女性相談の件数は増加傾向にあり、相談内容も離婚・DVに併せて経済的困窮や離婚後の育児に対する不安等の複合的な内容が多くなっています。

このため、暴力やハラスメントを防止するための取組や、DV被害、経済的困窮、社会的孤立など様々な困難な問題に対応できる相談体制を維持し、被害者支援に取り組む必要があります。



資料：北上市健康こども部こども家庭センター

<施策の方向性>

1 暴力やハラスメントの予防と根絶のための基盤づくり

① 暴力やハラスメントを許さない社会づくりの意識啓発

児童・幼児を対象に自分の身体の守り方、命の大切さを伝える講座を開催します。また、DV、デートDV等の性暴力、ハラスメントを防止するため、中高生・市民・企業を対象にした講座や啓発を行います。

様々な媒体を通して相談窓口を周知し、被害の早期発見と被害者支援に繋がります。

2 困難な問題を抱えた人々の支援と環境整備

① 相談しやすい体制づくり

女性相談支援員によるDV被害者の相談・保護体制を確保し、県福祉総合相談センター、警察、各種相談機関等と連携し被害者の自立を支援します。

② 困難を抱えた女性への支援

経済的理由等により女性用品の購入が困難な女性に一部の公共施設女性用品を無償で提供します。

<主な事業>

施策の 方向性	事業名【担当課】	内容
1	D V 防止意識啓発事業【地域づくり課】	広報等で相談窓口を周知します。 11月の女性に対する暴力をなくす運動月間に合わせてパープルリボンプロジェクト等に協力します。
1	デートD V 防止講座開催事業【地域づくり課】	学校等を訪問し、意識啓発のための講座を開催します。
2	女性相談支援員設置事業【こども家庭センター】	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、女性相談支援員をこども家庭センターに配置し、困難な問題を抱える女性の相談に関することについて対応助言する。
2	女性用品無償提供事業【地域づくり課】	経済的理由等により女性用品の購入が困難な女性に対し女性用品を一部の公共施設で無償提供します。

<主な指標>

区分	主な指標【担当課】	現状値 (R7)	目標値 (R12)	目標値設定の 考え方
成果	D V の相談先を知っている人の割合(アンケート)【地域づくり課】	57.6%	70%	年約2%の上昇を目指すものです。
活動	デートD V 防止講座開催実施学校数【地域づくり課】	1校	10校 (累計)	年2校の開催を目指すものです。
活動	D V 相談ナビ広報用携帯カード設置箇所数【地域づくり課】	3箇所	25箇所	設置場所の増加を目指します。
参考	女性相談件数【こども家庭センター】	86人 (R6実績)	—	—

<指標一覧>

<基本目標 1 あらゆる場において多様な生き方の選択ができる環境づくり>

No.	区分	主な指標【担当課】	現状値 (R7)	目標値 (R12)
1	成果	「男性は仕事、女性は家庭」という固定的性別役割分担に「反対」又「どちらかという反対」と会とした人の割合(市民意識調査) 【地域づくり課】	80.0%	90%
2	成果	「性別にかかわらず社会に参加できる環境づくり」の満足度(市民意識調査)【地域づくり課】	57.3%	70%
3	成果	「LGBTQ+」を知っている人の割合(アンケート)【地域づくり課】	89.5%	100%
4	成果	「北上市パートナーシップ宣誓制度」を知っている人の割合(アンケート)【地域づくり課】	77.3%	85%
5	活動	広報紙、ホームページ等での情報提供回数【地域づくり課】	38回	40回
6	活動	男女共同参画・多様性社会講座参加者数(フォーラム・出前講座等を含む)【地域づくり課】	457人	500人 (累計)

<基本目標 2 性別にかかわらずあらゆる分野における活動方針の立案と決定に参画する機会の確保>

No.	区分	主な指標【担当課】	現状値 (R7)	目標値 (R12)
7	成果	女性委員のいる市の審議会等の割合【地域づくり課】	80.7%	100%
8	成果	市の審議会等における女性委員の比率【地域づくり課】	29.3%	35%
9	成果	「性別にかかわらず社会に参加できる環境づくり」の重要度(市民意識調査)【地域づくり課】	89.7%	100%
10	成果	いわて女性活躍認定企業等の認定を受けた市内企業数(step1 step2 合計)【地域づくり課】	21社 (累計)	40社 (累計)
11	成果	えるぼし認定(女性活躍推進優良企業)市内企業数【地域づくり課】	3社	6社

12	活動	就職相談会、セミナー参加者数【産業雇用支援課】	140 人	140 人
13	活動	男女共同参画・多様性社会講座参加者数（フォーラム・出前講座等を含む）（再掲）【地域づくり課】	4 5 7人	5 0 0人 （累計）
14	参考	岩手大学女性のキャリア形成支援リカレントプログラム受講者数【地域づくり課】	10人	—
15	参考	北上市議会議員における女性の割合【議会事務局】	30.8%	—
16	参考	市の管理職に占める女性の割合【総務課】	24.1%	—

< 基本目標 3 ワーク・ライフ・バランス実現のための支援 >

No.	区分	主な指標【担当課】	現状値 (R7)	目標値 (R12)
17	成果	仕事や趣味、家事・育児など生活のバランスが取れていると感じる人の割合（市民意識調査）【地域づくり課】	46.9%	60%
18	成果	北上市の子育て環境・教育環境は充実していて安心して子育てや教育ができると思う人の割合（市民意識調査）【地域づくり課】【子育て支援課】	61.9%	65%
19	成果	市内男性の育児休業取得率【子育て支援課】	15.6% (R6 実績)	20.0%
20	成果	いわて子育てにやさしい企業認証市内事業者数【地域づくり課】	11 社 (累計)	30 社 (累計)
21	成果	くるみん認定（子育てサポート企業）市内企業数【地域づくり課】	4 社	8 社
22	成果	従業員数100人以下で次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している市内事業者数【産業雇用支援課】【地域づくり課】	64 社	90 社
23	成果	週1回以上運動やスポーツを行っている20歳以上の市民の割合【スポーツ推進課】【地域づくり課】	52.5%	70% (R17)

24	参考	北上市では必要な時に必要な介護保険サービスや福祉サービスを受けられていると思う人の割合(市民意識調査)【地域づくり課】 【長寿介護課】	57.1%	—
----	----	--	-------	---

＜基本目標 4 多様な担い手が活躍できる地域活動の推進＞

No.	区分	主な指標【担当課】	現状値 (R7)	目標値 (R12)
25	成果	女性役員がいる地域づくり組織の割合【地域づくり課】	68.8%	100%
26	成果	地域づくり組織における女性役員割合【地域づくり課】	9.9%	15%
27	成果	北上市防災会議の女性委員割合【危機管理課】	21.4%	20.0%
28	活動	男女共同参画サポーター延べ活動参加者数(累計)【地域づくり課】	35 人	200 人
29	参考	北上市自主防災マイスターの女性認定者数【危機管理課】	16 人	—
30	参考	市政座談会の女性の参加人数割合【地域づくり課】	18.1%	—

＜基本目標 5 性別等を理由とする差別的な取扱い、暴力やハラスメントの根絶＞

No.	区分	主な指標【担当課】	現状値 (R7)	目標値 (R12)
31	成果	DVの相談先を知っている人の割合(アンケート)【地域づくり課】	57.6%	70%
32	活動	デートDV防止講座開催実施学校数【地域づくり課】	1 校	10 校 (累計)
33	活動	DV相談ナビ広報用携帯カード設置箇所数【地域づくり課】	3 箇所	25箇所
34	参考	女性相談件数【こども家庭センター】	86 人 (R6 実績)	—

第4章 計画の推進

1 計画の推進にあたって

この計画は家庭や地域、職場など広範多岐にわたり、個人の意識や事業者の経営体制についても深くかかわるものです。そのため、市はもとより市民や事業者、教育機関、各種団体等一人ひとりが計画を理解し、互いに協力しながら主体的に施策や事業の推進に取り組んでいく必要があります。

2 市民・事業者や各種団体との連携

計画の推進にあたり、意識啓発のための学習機会の提供や、様々な情報メディアを活用した情報収集・公開を通し、市民や事業者、議会、教育に携わる者がそれぞれの役割を果たしながら、積極的に計画推進に向けて取り組むよう働きかけていきます。

3 国や県等との連携

計画の推進にあたっては、国や県、他市町村との情報交換や相互協力を図っていきます。

4 計画の進行管理

年度ごとに施策や事業の状況を把握、確認及び評価を行い、それにより事業の見直し等総合的かつ効果的な計画推進を図っていきます。

また、市民の意識調査を実施し、意識の変化や行政への要望の把握に努めます。

(1) 計画の進行管理体制

北上市男女共同参画・多様性社会推進委員会及び北上市男女共同参画・多様性社会推進会議において、年度ごとの事業の実施について評価・検討を行うとともに、新たな施策や計画の見直しの必要性などについて審議します。評価の結果は公表し、総合的かつ効果的な計画の推進を目指します。

(2) 市民の意識調査

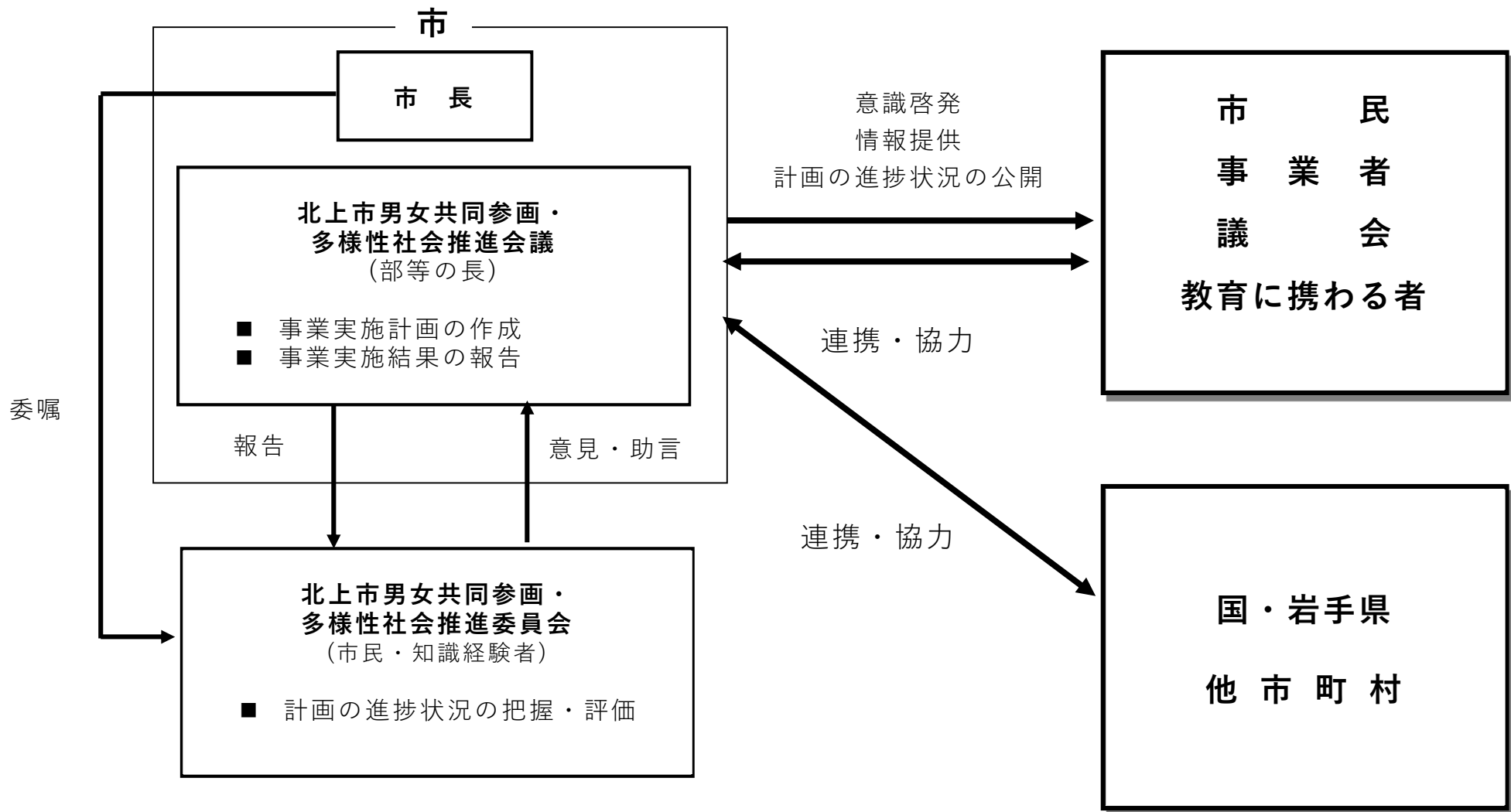
① 男女共同参画と多様性社会に関するアンケート

男女共同参画と多様性社会に関する意識調査を計画終了年度に実施し、市民の意識変化や行政への要望を把握し計画の評価を行います。

② 北上市の施策に関する市民意識調査

北上市の各施策について、市民の満足度及び重要度に関する調査を実施し、行政サービスの改善につなげていきます。

5 第2次きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン推進体制



参考資料

- 1 各種法令
- 2 世界・国・県の動向
- 3 北上市市民意識調査結果(抜粋)
男女共同参画と多様性社会に関するアンケート調査結果(抜粋)
- 4 委員名簿
- 5 経過
- 6 用語解説

1 各種法令

男女共同参画社会基本法(抄)

(平成11年 6 月23日法律第78号)

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、

男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るた

めに必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(以下略)

全ての人が、お互いの人権を尊重し、性別等にかかわらず、多様性を認め合い、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が求められています。男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）では、少子高齢化の進展、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けています。

北上市においても、社会環境の変動等に対応できる持続可能な社会の構築は、喫緊の課題です。人口減少時代における男女の就労状況の変化などからも、男女共同参画社会の実現の重要性は増しています。また、性別や障害の有無などの違いを理解し、個々人の多様性を尊重する社会の充実が必要であることから、一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として尊重される、男女共同参画の実現と多様性社会の形成により、お互いに責任を分かち合い、多様な人々が能力を発揮できるようになることは、この課題の解決につながるものです。

そのため、性別、年齢、国籍等、それぞれの違いや共通点を認め合い、誰もが対等な立場であらゆる分野に参画し、いきいきと自分らしく暮らせる地域社会を目指して、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、北上市における男女共同参画と多様性社会の推進に関し、基本理念に基づき、市、議会、市民、事業者及び教育に携わる者（以下「市等」という。）の役割を明らかにすることにより、誰もが多様性を認め合い、対等な立場で参画できる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいう。
- （2）多様性社会 年齢、障害の有無、国籍及び文化的背景の違い、性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず、一人ひとりが違った個性及び能力を持つ個人として尊重され、それぞれの違い又は共通点を認め合い、多様な人々が能力を発揮できる調和のある社会をいう。
- （3）市民 市内に住む者、市内で働く者及び学ぶ者をいう。
- （4）事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- （5）教育に携わる者 市内の学校、地域、家庭その他の教育及び保育に携わる者をいう。
- （6）性的指向 人の恋愛感情及び性的な関心がどういう対象に向かうかの指向をいう。
- （7）性自認 自分の性をどのように認識しているかをいう。
- （8）ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等のパートナー間において、身体的、社会的、経済的、性的、心理的な危害若しくは苦痛を与える行為又は与えるおそれのある行為をいう。
- （9）ハラスメント 他者に対する発言及び行動等が、本人の意図に関係なく、相手及び周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。
- （10）セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な発言及び行動によって、相手方に不快感や苦痛感又は不利益を与え、生活環境を害することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画と多様性社会を推進し、誰もが参画できる地域社会を実現するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- （1）市民が、お互いの違い及び特性を認め合い、個人としての人権が尊重され、尊厳を持って生きることができること。
- （2）市民が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によって、個人の活動が制限されることなく、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができること。
- （3）市民が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- （4）市民が、相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活並びに地域における活動の調和のとれた生活を営むことができること。
- （5）市民が、年齢、障害の有無、国籍及び文化的背景の違い、性別並びに性的指向及び性自認を理由とする差別によって困難な状況にある人へ配慮すること。
- （6）市民が、国際社会及び国内の男女共同参画と多様性社会に係る取組を積極的に理解すること。

（市の役割）

第4条 市は、前条の基本理念の実現に向けた施策を策定し、実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、国、岩手県及びその他の地方公共団体、関係機関等と連携を図るものとする。
- 3 市は、市民が相互に協力して、家庭生活及び社会生活、地域における活動に主体的に参画できるよう、取り組むものとする。

(議会の役割)

第5条 議会は、議決機関として、男女共同参画と多様性社会についての理解を深め、基本理念の実現に努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、男女共同参画と多様性社会についての理解を深め、家庭、学校、地域、職場その他の活動において、基本理念の実現に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、男女共同参画と多様性社会についての理解を深め、その事業活動及び事業所の運営において、基本理念の実現に向けた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

第8条 教育に携わる者は、男女共同参画と多様性社会についての理解を深め、基本理念の実現に向けた教育を行うよう努めるものとする。

(協働の推進)

第9条 市等は、協働により基本理念の実現に努めるものとする。

(権利侵害行為の禁止等)

第10条 全ての人は、家庭、学校、地域、職場その他社会において、性別並びに性的指向及び性自認を理由とする差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他ハラスメントに起因する権利侵害に当たる行為を行ってはならない。

2 市等は、情報の発信に当たっては、前項の権利侵害を助長又は連想させる表現を用いないよう配慮しなければならない。

3 市は、第1項の権利侵害に当たる行為の防止に努めるとともに、その被害を受けた者に対し、関係機関等と連携して必要に応じた保護及び支援を行うものとする。

(基本的施策)

第11条 市は、第3条の基本理念に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭、地域、職場その他のあらゆる場において個性及び能力を発揮し、多様な生き方の選択を実現するための環境づくり
- (2) あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会を確保する取組
- (3) 多様な担い手が活躍できる地域活動の推進
- (4) 家庭生活における活動及び学校、地域、職場等における活動の調和の取れた生活を営むための支援
- (5) 年齢、障害の有無、国籍及び文化的背景の違い、性別並びに性的指向及び性自認を理由とする日常生活の支障を取り除くための取組
- (6) 性別並びに性的指向及び性自認を理由とする差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他ハラスメントの根絶のための取組
- (7) 防災、災害対応、避難所の運営を含む被災者の支援その他災害に関し、男女共同参画と多様性の視点を取り入れた取組
- (8) 生涯にわたる教育の場における学習機会の提供
- (9) 広報啓発活動の充実及び調査研究並びに情報の収集及び提供

2 市は、前項の施策を効果的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(基本計画)

第12条 市長は、前条の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(令七法六三・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(令七法六三・一部改正)

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

(平一六法六四・令五法三〇・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(以下略)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(略)

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

二 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

三 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

四 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

五 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(以下略)

2 世界・国・県の動向

(1) 世界の動き

平成7年（1995年）	第4回世界女性会議（北京）開催
平成12年（2000年）	国連特別総会「女性2000年会議」開催
平成17年（2005年）	国連「北京＋10」世界閣僚級会合開催
平成22年（2010年）	第54回国連婦人の地位委員会（「北京＋15」）開催
平成27年（2015年）	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択（目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う）
平成28年（2016年）	G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意
令和元年（2019年）	W20日本開催（第5回国際女性会議WAW!と同時開催）

(2) 国の動き

平成11年（1999年）	男女共同参画社会基本法制定
平成13年（2001年）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）制定
平成15年（2003年）	次世代育成支援対策推進法制定
平成19年（2007年）	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章、仕事と生活の調和推進のための行動指針策定
平成27年（2015年）	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）制定
平成30年（2018年）	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律制定
令和4年（2022年）	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律制定
令和5年（2023年）	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律制定

(3) 岩手県の動き

平成12年（2000年）	いわて男女共同参画プラン（平成12年プラン）策定
平成14年（2002年）	岩手県男女共同参画推進条例制定
平成17年（2005年）	いわて配偶者暴力防止対策推進計画策定
平成18年（2006年）	岩手県男女共同参画センター開設
平成23年（2011年）	いわて男女共同参画プラン（平成23年プラン）策定
平成26年（2014年）	若者女性協働推進室を設置
令和3年（2021年）	いわて男女共同参画プラン（令和3年プラン）策定

3-1 北上市市民意識調査結果(抜粋)

- (1) 調査対象：北上市に居住している令和 7 年 4 月 1 日時点で満 16 歳以上の人の内
無作為抽出した 1,700 人
- (2) 調査方法：郵送配布－郵送回収(W E B 回収併用)
- (3) 調査期間：令和 7 年 6 月 20 日～ 7 月 31 日
- (4) 回収結果：有効回答 849 人(郵送：550 人 WEB:299 人)無効回答 1 人(郵送：1 人)

AQ1Q2 回答者性別・年齢

年齢	16～ 19 歳	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代 以上	無回答	総数
全体	60	43	86	115	128	149	250	18	849
全体 %	7.1 %	5.1 %	10.1 %	13.5 %	15.1 %	17.6 %	29.4 %	2.1 %	100 %
男性	26	22	38	50	50	73	98	0	357
男性 %	7.3 %	6.2 %	10.6 %	14.0 %	14.0 %	20.4 %	27.5 %	0 %	100 %
女性	34	21	47	65	78	76	152	4	477
女性 %	7.1 %	4.4 %	9.9 %	13.6 %	16.4 %	15.9 %	31.9 %	0.8 %	100 %
その他	0	0	1	0	0	0	0	1	2
その他 %	0	0	50 %	0	0	0	0	50 %	100 %

BQ 4 北上市の子育て環境・教育環境は充実していて安心して子育てや教育ができる
 と思いますか。(回答数：全体＝223、性別＝219、年代別＝219)

	調 査 数	そ う 思 う	や や そ う 思 う	あ ま り 思 わ な い	全 く 思 わ な い	無 回 答
全 体	223 100.0	23 10.3	115 51.6	66 29.6	13 5.8	6 2.7

A_Q1性別

男性	85 100.0	10 11.8	41 48.2	24 28.2	7 8.2	3 3.5
女性	133 100.0	12 9.0	73 54.9	40 30.1	5 3.8	3 2.3
その他	1 100.0	- -	- -	1 100.0	- -	- -

A_Q2年代

16～19歳	34 100.0	3 8.8	21 61.8	9 26.5	1 2.9	- -
20代	10 100.0	1 10.0	6 60.0	2 20.0	1 10.0	- -
30代	43 100.0	3 7.0	26 60.5	12 27.9	2 4.7	- -
40代	70 100.0	7 10.0	34 48.6	23 32.9	6 8.6	- -
50代	26 100.0	5 19.2	12 46.2	8 30.8	1 3.8	- -
60代	12 100.0	2 16.7	5 41.7	3 25.0	- -	2 16.7
70歳以上	24 100.0	1 4.2	10 41.7	8 33.3	1 4.2	4 16.7

CQ4 北上市では必要なときに必要な介護保険サービスや福祉サービスを受けられていると思いますか。(回答数：全体＝849、性別＝836、年代別＝831)

	調査数	そう思う	ややそう思う	あまり思わない	全く思わない	無回答
全 体	849 100.0	87 10.2	398 46.9	301 35.5	34 4.0	29 3.4

A Q1性別

男性	357 100.0	43 12.0	164 45.9	126 35.3	13 3.6	11 3.1
女性	477 100.0	42 8.8	227 47.6	171 35.8	19 4.0	18 3.8
その他	2 100.0	-	-	2 100.0	-	-

A Q2年代

16～19歳	60 100.0	12 20.0	31 51.7	15 25.0	2 3.3	-
20代	43 100.0	1 2.3	27 62.8	12 27.9	2 4.7	1 2.3
30代	86 100.0	6 7.0	38 44.2	35 40.7	4 4.7	3 3.5
40代	115 100.0	7 6.1	40 34.8	57 49.6	9 7.8	2 1.7
50代	128 100.0	7 5.5	63 49.2	52 40.6	5 3.9	1 0.8
60代	149 100.0	22 14.8	65 43.6	54 36.2	4 2.7	4 2.7
70歳以上	250 100.0	30 12.0	125 50.0	71 28.4	6 2.4	18 7.2

E Q 3 仕事や趣味、家事・育児など生活のバランスが取れていると感じますか。

(回答数：全体＝849、性別＝836、年代別＝831)

	調査数	とても感じる	やや感じる	あまり感じない	全く感じない	無回答
全 体	849 100.0	55 6.5	343 40.4	333 39.2	87 10.2	31 3.7

A Q 1 性別

男性	357 100.0	31 8.7	137 38.4	133 37.3	43 12.0	13 3.6
女性	477 100.0	24 5.0	201 42.1	190 39.8	44 9.2	18 3.8
その他	2 100.0	- -	1 50.0	1 50.0	- -	- -

A Q 2 年代

16～19歳	60 100.0	13 21.7	26 43.3	16 26.7	4 6.7	1 1.7
20代	43 100.0	5 11.6	15 34.9	14 32.6	9 20.9	- -
30代	86 100.0	4 4.7	36 41.9	34 39.5	11 12.8	1 1.2
40代	115 100.0	7 6.1	47 40.9	47 40.9	14 12.2	- -
50代	128 100.0	9 7.0	44 34.4	62 48.4	12 9.4	1 0.8
60代	149 100.0	4 2.7	64 43.0	62 41.6	15 10.1	4 2.7
70歳以上	250 100.0	13 5.2	105 42.0	88 35.2	21 8.4	23 9.2

HQ10「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、どのように感じますか。

(回答数：全体＝849、性別＝836、年代別＝831)

	調査数	賛成	どちらかという と賛成	どちらかという と反対	反対	無回答
全 体	849 100.0	16 1.9	136 16.0	370 43.6	309 36.4	18 2.1

A Q1性別

男性	357 100.0	11 3.1	74 20.7	160 44.8	107 30.0	5 1.4
女性	477 100.0	4 0.8	60 12.6	202 42.3	198 41.5	13 2.7
その他	2 100.0	- -	1 50.0	1 50.0	- -	- -

A Q2年代

16～19歳	60 100.0	2 3.3	7 11.7	17 28.3	34 56.7	- -
20代	43 100.0	1 2.3	4 9.3	20 46.5	18 41.9	- -
30代	86 100.0	1 1.2	18 20.9	35 40.7	31 36.0	1 1.2
40代	115 100.0	3 2.6	19 16.5	45 39.1	46 40.0	2 1.7
50代	128 100.0	1 0.8	24 18.8	55 43.0	47 36.7	1 0.8
60代	149 100.0	1 0.7	19 12.8	73 49.0	52 34.9	4 2.7
70歳以上	250 100.0	5 2.0	44 17.6	116 46.4	75 30.0	10 4.0

HQ11「性別にかかわらず社会に参加できる環境づくり」は、重要と感じますか。

(回答数：全体＝849、性別＝836、年代別＝831)

	調査数	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない	無回答
全 体	849 100.0	425 50.1	336 39.6	66 7.8	10 1.2	12 1.4
A_Q1性別						
男性	357 100.0	183 51.3	139 38.9	29 8.1	4 1.1	2 0.6
女性	477 100.0	235 49.3	191 40.0	36 7.5	5 1.0	10 2.1
その他	2 100.0	1 50.0	- -	1 50.0	- -	- -
A_Q2年代						
16～19歳	60 100.0	45 75.0	11 18.3	3 5.0	1 1.7	- -
20代	43 100.0	27 62.8	13 30.2	3 7.0	- -	- -
30代	86 100.0	42 48.8	37 43.0	6 7.0	1 1.2	- -
40代	115 100.0	59 51.3	42 36.5	12 10.4	- -	2 1.7
50代	128 100.0	61 47.7	55 43.0	11 8.6	1 0.8	- -
60代	149 100.0	78 52.3	57 38.3	7 4.7	4 2.7	3 2.0
70歳以上	250 100.0	104 41.6	114 45.6	23 9.2	2 0.8	7 2.8

HQ12 北上市の「性別にかかわらず社会に参加できる環境づくり」について、どのように感じますか。(回答数：全体＝849、性別＝836、年代別＝831)

	調査数	満足	やや満足	やや不満	不満	無回答
全 体	849 100.0	47 5.6	440 51.8	268 31.6	46 5.4	48 5.7

A_Q1性別

男性	357 100.0	27 7.6	183 51.3	109 30.5	27 7.6	11 3.1
女性	477 100.0	20 4.2	251 52.6	154 32.3	17 3.6	35 7.3
その他	2 100.0	- -	- -	1 50.0	1 50.0	- -

A_Q2年代

16～19歳	60 100.0	11 18.3	33 55.0	13 21.7	3 5.0	- -
20代	43 100.0	4 9.3	28 65.1	10 23.3	1 2.3	- -
30代	86 100.0	3 3.5	50 58.1	25 29.1	6 7.0	2 2.3
40代	115 100.0	4 3.5	52 45.2	42 36.5	11 9.6	6 5.2
50代	128 100.0	8 6.3	66 51.6	42 32.8	7 5.5	5 3.9
60代	149 100.0	2 1.3	74 49.7	59 39.6	8 5.4	6 4.0
70歳以上	250 100.0	14 5.6	130 52.0	71 28.4	9 3.6	26 10.4

北上市 市民意識調査 調査票



パソコンやスマートフォンで回答(投函不要)

- ① URLまたは二次元コードから、ページにアクセスしてください。
- ② 設問に従って回答してください。
- ③ 最後に【→送信】をクリックし、回答完了を確認してください。
- ④ **回答は7月23日(水)まで**
※以降はページが表示されなくなります。

URL
<https://logoform.jp/f/ZDevf>

二次元コード



⚠ パソコン・スマートフォン回答の注意点 ⚠

- ・パソコン・スマートフォンで回答された方は、**本調査票を郵送する必要はありません。**
- ・通信料等は回答者様でご負担願います。
- ・機器や、ネットワーク環境によって、正しく表示できない場合があります。その際は、お手数ですが回答を郵送下さい。
- ・原則として、回答の送信は同一ブラウザで1度しか行えませんのでご注意ください。



A・Bどちらかの方法で
回答してください



紙の調査票で回答(投函必要)

- ① 調査票(この冊子です)に回答を書き込んでください。
- ② 同封した返信用封筒に入れてください(切手は不要)。
- ③ 最寄りの郵便ポストへ投函してください。
締め切り:**7月23日(水)まで**に投函をお願いします。



お名前やご住所をご記入する必要はございません。
統計的な数値として使用しますので個人が特定されることもありません。

回答方法

例題1 あなたの血液型についてあてはまる番号に○をしてください。(1つ)

1 A型	2 B型	3 O型	☒ 4 AB型	5 不明
------	------	------	--	------

設問のほとんどは、
番号に○をして回答します。

例題2 あなたの誕生月を数字でお答えください。

8	月
---	---

数字で回答する設問もあります。

例題3 あなたの好きな色を2つ選び、あてはまる番号に○をしてください。

1 赤	2 青	☒ 3 黄	4 緑	5 白	☒ 6 その他(ピンク)
-----	-----	--------------------------------------	-----	-----	---

複数回答の設問もあります。
「その他」を選ぶ場合は、
できるだけ内容まで記入ください。

<お問合せ先>

北上市 企画部政策企画課 行政経営係
電話:0197-72-8224(直通)

A あなた自身のことについて、お伺いします

それぞれの設問について、あてはまる回答の番号に○(マル)をつけてください。()内は回答できる数です。

Q1 あなたの性別をお答えください。(1つ)

1 男性	2 女性	3 その他
------	------	-------

Q2 あなたの令和7年4月1日時点の年齢を数字でお答えください。

	歳
----------------------	---

Q3 あなたのお住まいの地域をお答えください。(1つ)

1 黒沢尻北	2 黒沢尻東	3 黒沢尻西	4 立花	5 飯豊・村崎野
6 二子	7 更木	8 黒岩	9 口内	10 稲瀬
11 相去	12 鬼柳	13 江釣子	14 和賀(横川目 豎川目 仙人 岩沢 山口)	
15 岩崎(煤孫 岩崎 岩崎新田)		16 藤根(藤根 長沼 後藤)		17 わからない

Q4-1 あなたの世帯は何人ですか。あなた自身を含めて数字でお答えください。

	人
----------------------	---

Q4-2 あなたの世帯に含まれる方を すべて 選んでください。あなたとの続柄でお答えください。(いくつでも)

1 本人のみ(ひとり暮らし)	2 祖父母(配偶者の祖父母を含む)
3 父母(配偶者の父母を含む)	4 配偶者・パートナー
5 兄弟・姉妹(配偶者の兄弟・姉妹を含む)	6 子ども(子の配偶者を含む)
7 孫(孫の配偶者を含む)	8 その他()

Q4-3 現在、配偶者・パートナーがいない方に伺います。その理由をお答えください。(1つ)

1 未婚	2 離婚	3 死別
------	------	------

Q5 あなたの北上市での通算での居住年数をお答えください。(1つ)

1 1年未満	2 1年以上3年未満	3 3年以上5年未満
4 5年以上10年未満	5 10年以上20年未満	6 20年以上

Q6 あなたは北上市以外の自治体に居住したことがありますか。(1つ)

1 ある	2 ない
------	------

Q7 あなたの住居の形態をお答えください。(1つ)

1 戸建て(持ち家)	2 戸建て(賃貸)	3 集合住宅(持ち家)	4 集合住宅(賃貸)
------------	-----------	-------------	------------

B 子育て・教育の分野について、お伺いします

Q1 あなたの世帯には、18歳未満の方は何人いますか。自身も含めて数字でお答えください。

 人

→1人以上いる場合は Q2 へお進みください。0人の場合は「C 健康・福祉の分野」へお進みください。

Q2 あなたの世帯にいる18歳未満の方について、あてはまる番号を すべて 選んでください。(いくつでも)

1 未就学児	2 小学生	3 中学生
4 高校生・高専生	5 就業している	6 その他 ()

Q3 子育て・教育について悩んだり、困ったときに頼れる人や機関はありますか。(1つ)

1 複数ある	2 少しある	3 あまりない	4 全くない
--------	--------	---------	--------

Q4 北上市の子育て環境・教育環境は充実していて安心して子育てや教育ができると感じますか。(1つ)

1 そう思う	2 ややそう思う	3 あまり思わない	4 全く思わない
--------	----------	-----------	----------

Q5 必要な知識や技能、社会性、体力などを身につけられる教育が行われていると感じますか。(1つ)

1 そう思う	2 ややそう思う	3 あまり思わない	4 全く思わない
--------	----------	-----------	----------

Q6 子育てに喜びや充実感、幸福感があると感じますか。(1つ)

1 いつも感じる	2 やや感じる	3 あまり感じない	4 全く感じない
----------	---------	-----------	----------

C 健康・福祉の分野について、お伺いします

Q1 現在、心身ともに健康だと思えますか。(1つ)

1 そう思う	2 ややそう思う	3 あまり思わない	4 全く思わない
--------	----------	-----------	----------

Q2 あなたは1年間のうち、平均で運動・スポーツ(1日15分程度)をどのくらい行っていますか。(1つ)

※ここでの運動とは、散歩や運動不足解消などのために通勤・通学・買い物等の移動を徒歩や自転車で行っている場合も含みます。

1 ほぼ毎日	2 週に3日程度	3 週に1日程度	4 月に数日程度	5 ほとんどしていない
--------	----------	----------	----------	-------------

Q3 北上市は安心してかかることができる病院や薬局などの医療機関(オンラインも含む)が充実していると感じますか。(1つ)

1 そう思う	2 ややそう思う	3 あまり思わない	4 全く思わない
--------	----------	-----------	----------

Q4 北上市では必要なときに必要な介護保険サービスや福祉サービスを受けられていると感じますか。(1つ)

1 そう思う	2 ややそう思う	3 あまり思わない	4 全く思わない
--------	----------	-----------	----------

D 芸術・文化の分野について、お伺いします

Q1 文化芸術活動に参加していますか。(1つ)

※ここでの文化芸術活動とは、音楽、演劇、舞踊、絵画等の創作活動のほか、美術館やコンサート等でこれらを鑑賞することを言い、家庭での音楽鑑賞等は除きます。

1 ほぼ毎月参加している	2 年に数回参加している	3 参加したいと思うが、参加していない	4 参加していない
--------------	--------------	---------------------	-----------

Q2 北上市の重要文化財や景観資産、芸術作品などの地域資源に誇りや愛着を持っていますか。(1つ)

1 持っている	2 やや持っている	3 あまり持っていない	4 持っていない
---------	-----------	-------------	----------

Q3 北上市が年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、あらゆる立場にいる人たちにとって文化芸術活動を行いやすいまちだと思いますか。(1つ)

1 そう思う	2 ややそう思う	3 あまり思わない	4 全く思わない
--------	----------	-----------	----------

E 雇用・所得の分野について、お伺いします

Q1 生活を送るために必要な世帯収入を得られていると思いますか。(1つ)

1 そう思う	2 ややそう思う	3 あまり思わない	4 全く思わない
--------	----------	-----------	----------

Q2 仕事にやりがいや充実感があると感じますか。(家事・育児・介護も仕事と捉えてお答えください。)(1つ)

1 とても感じる	2 やや感じる	3 あまり感じない	4 全く感じない
----------	---------	-----------	----------

Q3 仕事や趣味、家事・育児など生活のバランスが取れていると感じますか。(1つ)

1 とても感じる	2 やや感じる	3 あまり感じない	4 全く感じない
----------	---------	-----------	----------

Q4 就業している方(2ページのQ8-1で1～6のいずれかに回答した方)に伺います。 あなたの職場は、障がいの有無や性別、家庭環境に関わらず働きやすい環境だと思いますか。(1つ)

1 そう思う	2 ややそう思う	3 あまり思わない	4 全く思わない
--------	----------	-----------	----------

F 安全・安心の分野について、お伺いします

Q1 災害時の避難経路(危険区域・避難場所・避難ルート等)を把握していますか。(1つ)

1 よく知っている	2 だいたい知っている	3 あまり把握していない	4 全くわからない
-----------	-------------	--------------	-----------

Q2 お住まいの地域では、災害時に助け合う関係ができていますか。(1つ)

1 そう思う	2 ややそう思う	3 あまり思わない	4 全く思わない
--------	----------	-----------	----------

Q3 お住まいの地域の治安が悪いと感じることはありますか。(1つ)

1 よくある	2 たまにある	3 あまりない	4 全くない
--------	---------	---------	--------

Q4 日常生活において、交通事故の危険を感じることや、感じる場所がありますか。(1つ)

1 よくある	2 たまにある	3 あまりない	4 全くない
--------	---------	---------	--------

Q6 北上市は生涯にわたって学べる環境(※)が充実していると思いますか。(1つ)

※学校教育、家庭教育、社会教育、文化・スポーツ活動、ボランティア、趣味など様々な場や機会において学習できる環境

1 そう思う	2 ややそう思う	3 あまり思わない	4 全く思わない
--------	----------	-----------	----------

Q7 身近に頼れる人や機関があると思いますか。(1つ)

1 そう思う	2 ややそう思う	3 あまり思わない	4 全く思わない
--------	----------	-----------	----------

Q8 職場、学校、地域などで、障がい者への十分な理解があると思いますか。(1つ)

1 そう思う	2 ややそう思う	3 あまり思わない	4 全く思わない
--------	----------	-----------	----------

Q9 年齢・性別・障がいの有無・文化的背景の違いなどで、不当な扱いを受けたと感じることはありますか。(1つ)

1 よくある	2 たまにある	3 あまりない	4 全くない
--------	---------	---------	--------

Q10 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、どのように感じますか。(1つ)

1 賛成	2 どちらかという賛成	3 どちらかという反対	4 反対
------	-------------	-------------	------

Q11 「性別にかかわらず社会に参加できる環境づくり」は、重要と感じますか。(1つ)

1 重要	2 やや重要	3 あまり重要でない	4 重要でない
------	--------	------------	---------

Q12 北上市の「性別にかかわらず社会に参加できる環境づくり」について、どのように感じますか。(1つ)

1 満足	2 やや満足	3 やや不満	4 不満
------	--------	--------	------

Q13 家庭や職場、学校、地域などで、自分の居場所や役割があると感じますか。(1つ)

1 とても感じる	2 やや感じる	3 あまり感じない	4 全く感じない
----------	---------	-----------	----------

Q14 孤独や孤立を感じることはありますか。(1つ)

1 よくある	2 たまにある	3 あまりない	4 全くない
--------	---------	---------	--------

I 市政全般について、お伺いします

Q1 北上市は住みやすいまちだと思いますか。(1つ)

1 そう思う	2 ややそう思う	3 あまり思わない	4 全く思わない
--------	----------	-----------	----------

Q2 これからも北上市に住み続けたいと思いますか。(1つ)

1 そう思う	2 ややそう思う	3 あまり思わない	4 全く思わない
--------	----------	-----------	----------

その理由は何ですか ()

3-2 男女共同参画と多様性社会に関するアンケート調査結果(抜粋)

- (1) 調査対象：北上市内に居住又は通勤通学している人
 (2) 調査方法：インターネット回答及び回答用紙による回答
 (3) 調査期間：令和7年5月19日～6月13日
 (4) 回収結果：316人 女性226人、男性90人

Q1 回答者について

① 性別・年代

年代 性別	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 以上	総計
男性	0	9	25	27	15	12	2	90
女性	1	21	38	51	39	36	40	226
総計	1	30	63	78	54	48	42	316
(%)	0.3%	9.5%	19.9%	24.7%	17.1%	15.2%	13.3%	

② 世帯構成

項目	回答数	%
単身世帯	39	12.3%
配偶者と2人暮らし	73	23.1%
二世帯世帯	151	47.8%
三世帯世帯	45	14.2%
その他	7	2.2%
回答なし	1	0.3%
総計	316	

Q2 あなたは次の事項を知っていますか。

事項	知っている	聞いたことはある が内容は知らない	知らない	回答なし
1:固定的性別役割分 担意識	37.3%	16.5%	44.3%	1.9%
2:ワーク・ライフ・ バランス	69.9%	19.6%	8.5%	1.9%
3:LGBT	83.5%	6.0%	8.9%	1.6%
4:パートナーシップ 宣誓制度	62.7%	14.6%	21.2%	1.6%
5:多文化共生社会	57.0%	15.2%	25.9%	1.9%

Q3-3 あなたのイメージ・認識として、地域社会や職場等は次の人にとって「暮らしやすい」と思いますか。

項目	暮らしやすい	やや暮らし やすい	やや暮らし にくい	暮らしにくい	回答なし
1:外国籍・外国出 身の人	6.6%	32.0%	39.6%	18.4%	3.5%
2:日本語を読むこ とが難しい人	1.6%	7.6%	43.0%	43.4%	4.4%
3:LGBT	5.1%	17.4%	47.2%	27.2%	3.2%
4:妊婦とその家族	15.5%	48.7%	24.7%	7.6%	3.5%
5:乳幼児がいる家 族	18.7%	47.5%	24.1%	6.3%	3.5%
6:介護が必要な人 がいる家族	6.6%	37.0%	36.7%	17.1%	2.5%
7:ひとり親家庭	8.9%	34.5%	41.8%	12.0%	2.8%

Q4 あなた自身またはあなたの周囲（家庭・地域・職場等）における認識についてうかがいます。

項目	十分行っている	行っているが十分ではない	行いたいと思っているが、実際には行っていない	行いたいと思っていないし、実際に行っていない	回答なし
1:あなたは家庭において家事などを行っていますか	57.3%	37.0%	3.2%	1.3%	1.3%
2:あなたは家庭において子育てを行っていますか	62.9%	27.1%	2.1%	3.6%	4.3%
3:あなたは家庭において介護を行っていますか	19.0%	42.9%	15.9%	11.1%	11.1%
4:「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてどう思いますか	2.5%	10.8%	25.3%	50.3%	10.4%
5:あなたの周囲で女性の能力は十分活用されていると思いますか	13.9%	34.2%	15.5%	7.6%	27.2%

Q5 あなたの周囲での地域活動（自治会・ボランティア活動・趣味等のサークル等）において、次の項目で性別による差が生じていると感じますか。

項目	男性が優位	やや男性が優位	性差はない	やや女性が優位	女性が優位	回答なし
1:様々な地域活動への参加のしやすさ	16.5%	30.1%	47.2%	3.8%	0.9%	1.6%
2:地域活動での重要事項の決定	29.4%	41.1%	27.2%	0.3%	0.3%	1.6%

Q6-2 あなたの所属する職場・事業所・法人等は次の項目で性別による差が生じていると感じますか。

項目	男性が優位	やや男性が優位	性差はない	やや女性が優位	女性が優位	回答なし
1:業務での重要事項の決定	14.6%	21.3%	56.0%	1.1%	4.5%	2.6%
2:賃金	10.4%	9.7%	76.5%	0.0%	0.4%	3.0%
3:休暇制度の利用のしやすさ	1.1%	1.1%	81.3%	7.5%	6.0%	3.0%
4:昇進・人事評価	9.0%	19.4%	65.3%	0.7%	1.1%	4.5%

Q6-3 あなたの所属する職場・事業所・法人等では、次の制度がありますか。また活用されていますか。

項目	積極的に活用されている	制度が使える状況である	制度はあるが使いにくい	制度がない	わからない	回答なし
1:育児休暇	47.8%	34.7%	4.9%	3.7%	7.1%	1.9%
2:介護休暇	24.3%	40.7%	13.8%	4.5%	14.2%	2.6%
3:時短勤務制度	28.7%	34.0%	14.6%	8.2%	12.3%	2.2%
4:フレックスタイム	7.1%	26.1%	15.3%	24.3%	24.6%	2.6%
5:テレワーク・在宅勤務	2.6%	12.3%	17.9%	41.0%	23.5%	2.6%
6:兼業・副業制度	3.0%	9.0%	11.6%	52.2%	22.0%	2.2%
7:子の看護休暇	53.0%	22.8%	4.1%	7.1%	10.1%	3.0%

Q7 あなたの日常生活における、【仕事】【家庭生活】【地域・個人の生活】の優先度についてうかがいます。

項目	【仕事】 を優先	どちらかとい えば【仕事】 を優先	同じよう に両立	どちらかとい えば【家庭】 【地域・個人 等】を優先	【家庭】 【地 域・個人等】 を優先	回答なし
希望	2.8%	6.3%	42.4%	21.5%	22.8%	4.1%
現実	17.1%	36.1%	23.7%	13.6%	5.1%	4.4%

調査年	希望と現実が一致	希望と現実が不一致 ワーク優先の生活	希望と現実が不一致 ライフ優先の生活
令和7年	41.4%	53.6%	5.0%
令和2年	40.3%	54.1%	5.7%
平成22年	30.3%	53.7%	15.9%

Q8 ①DV等についての認識

項目	生じている	生じていない	この用語を 知らない	回答なし
1:ドメスティック・ バイオレンス(DV)	7.3%	87.3%	1.6%	3.8%
2:デートDV	1.9%	82.0%	11.1%	5.1%
3:パワーハラスメン ト	23.1%	72.5%	0.6%	3.8%
4:セクシュアル・ハ ラスメント	15.8%	78.5%	0.9%	4.7%
5:LGBT等ハラスメ ント	7.3%	84.8%	3.2%	4.7%

② DV 等相談窓口についての認識

項目	使ったことがある	知ってはいるが使ったことはない	知らない	回答なし
1:ドメスティック・バイオレンス(DV)	1.3%	56.3%	39.2%	3.2%
2:デート DV	0.6%	41.1%	53.5%	4.7%
3:パワーハラスメント	1.6%	63.3%	31.0%	4.1%
4:セクシュアル・ハラスメント	0.3%	61.7%	33.9%	4.1%
5:LGBT 等ハラスメント	0.3%	46.2%	48.7%	4.7%

男女共同参画と多様性社会に関するアンケート調査票

担当 北上市まちづくり部地域づくり課

Q1. ご回答される方ご自身についてうかがいます。あてはまるものの（ ）に○をご記入ください。また、その他の項目には回答をそのままご記入ください。

Q1-1 あなたは () 北上市内に居住している。 () 北上市外に居住しているが、北上市内に通勤・通学している。
Q1-2 あなたの性別は？ () 男性 () 女性 () その他
Q1-3 あなたの年代は？ () 10 歳代 () 20 歳代 () 30 歳代 () 40 歳代 () 50 歳代 () 60 歳代 () 70 歳代以上
Q1-4 あなたの世帯構成は？ ※配偶者は内縁のパートナーを含む () 単身世帯 () 配偶者と2人暮らし () 二世帯世帯（親と子） () 三世帯世帯（親と子と孫） () その他【 _____ 】 ※世帯の状況をうかがいます。下記にもご記入ください。 Q1-4-1 自身を含め、65歳以上の方はいますか？ () いる () いない Q1-4-2 自身を含め、日常生活に介助や介護を必要としている人はいますか？ () いる [同居] () いる [別居] () 現在はいないが、過去に介護経験がある () いない Q1-4-3 自身を含め、18歳以下の方はいますか？ () いる () いない ▶ 18歳以下の方がいる方は、あてはまるもの全てに○をご記入ください。 () 3歳未満 () 3歳以上未就学児 () 小学生 () 中学生 () 高校生 () その他【 _____ 】
Q1-5 あなたの主な職業は？ () 会社員 () 会社経営 () 公務員・団体職員 () 自営業（農林水産業） () 自営業（農林水産業以外） () パート、派遣社員、内職、アルバイト () 専業主婦[主夫] () 学生 () 無職 () その他【 _____ 】
Q1-6 配偶者の働き方は？ ※配偶者は内縁のパートナーを含む () 配偶者がいない・同居していない () 同じ職場に勤務 () フルタイムで別の職場に勤務 () パートタイムで別の職場に勤務 () 専業主婦[主夫] () 学生 () 無職 () その他【 _____ 】

Q2. 本調査では、あなたが知っていることやその認識についてうかがいます。あなたは次の事項を知っていますか。(1～3) **あてはまるもの1つに○をしてください。**

事項	知っている	聞いたことはあるが 内容は知らない	知らない
1: 固定的性別役割分担意識	3	2	1
2: ワーク・ライフ・バランス	3	2	1
3: L G B T (※)	3	2	1
4: パートナーシップ宣誓制度	3	2	1
5: 多文化共生社会 (※)	3	2	1

※「LGBT」とは、レズビアン（女性として女性が好きな人）、ゲイ（男性として男性が好きな人）、バイセクシュアル（同性も異性も好きになる人）、トランスジェンダー（生物学的性と性自認が異なる人）の英語の頭文字をとった言葉です。

※「多文化共生社会」とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会をいいます。

Q3-1. 北上市で暮らす外国人は増えたと感じますか。 **あてはまるもの1つに○をしてください。**

() 大いに感じる () ある程度感じる () あまり感じない
() ほとんど感じない () 分からない

Q3-2. 地域社会に外国人が増えることをどう思いますか。 **あてはまるもの1つに○をしてください。**

() 好ましい () どちらかといえば好ましい () どちらかといえば好ましくない
() 好ましくない () どちらともいえない

Q3-3. あなたのイメージ・認識として、地域社会や職場等は次の人にとって「暮らしやすい」と思いませんか。 **それぞれの項目に対し最もあてはまるもの1つに○をしてください。**

事項	暮らしやすい	やや 暮らしやすい	やや 暮らしにくい	暮らしにくい
1: 外国籍・外国出身の人	4	3	2	1
2: 日本語を読むことが難しい人	4	3	2	1
3: L G B T	4	3	2	1
4: 妊婦とその家族	4	3	2	1
5: 乳幼児がいる家族	4	3	2	1
6: 介護が必要な人がいる家族	4	3	2	1
7: ひとり親家庭	4	3	2	1

Q3-4. 多文化共生社会実現のために必要だと感じることにについて **あてはまるものをすべて選択して○をしてください。**

() 日本の習慣や生活ルールを守る () 日本語や日本の文化を学ぶ
() 地域住民との交流や地域の活動に参加するようにする
() 外国人に対する差別意識を持たないようにする
() 近くの外国人と日常的なあいさつをする () 外国の言葉や文化・習慣を学ぶ

() その他

Q4. あなた自身またはあなたの周囲（家庭・地域・職場等）における認識についてうかがいます。
それぞれの項目に対し最もあてはまるもの1つに○をしてください

1:あなたは家庭において家事などを行っていますか	十分行っている		行っているが十分ではない		行いたいと思っているが、実際には行っていない		行いたいと思っていないし、実際に行っていない			
2:あなたは家庭において子育てを行っていますか	その状況にない	十分行っている		行っているが十分ではない		行いたいと思っているが、実際には行っていない		行いたいと思っていないし、実際に行っていない		
3:あなたは家庭において介護を行っていますか	その状況にない	十分行っている		行っているが十分ではない		行いたいと思っているが、実際には行っていない		行いたいと思っていないし、実際に行っていない		
4:「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてどう思いますか	賛成		どちらかといえば賛成		どちらかといえば反対		反対		わからない	
5:あなたの周囲で女性の能力は十分活用されていると思いますか	そう思う		どちらかといえばそう思う		どちらともいえない		どちらかといえばそう思わない		そう思わない	

Q5. あなたの周囲での地域活動（自治会・ボランティア活動・趣味等のサークル等）において、次の項目で性別による差が生じていると感じますか。**それぞれの項目に対し最もあてはまるもの1つに○をしてください。**

1:様々な地域活動への参加のしやすさ	男性が優位	やや男性が優位	性差はない	やや女性が優位	女性が優位
2:地域活動での重要事項の決定	男性が優位	やや男性が優位	性差はない	やや女性が優位	女性が優位

Q6. あなたの職場の状況についてうかがいます。※無職・専業主婦〔主夫〕・学生の方はQ7へ

Q6-1 あなたの所属する事業所・法人等の規模で**最もあてはまるもの1つに○をしてください。**

家族のみ	5人以下	6人～10人	11人～30人	31人～50人	51人～100人	101人以上
------	------	--------	---------	---------	----------	--------

Q6-2 あなたの所属する職場・事業所・法人等は次の項目で性別による差が生じていると感じますか。
 あなたの認識として、**それぞれの項目に対し最もあてはまるもの1つに○をしてください。**

1: 業務での重要事項の決定	男性が優位	やや男性が優位	性差はない	やや女性が優位	女性が優位
2: 賃金	男性が優位	やや男性が優位	性差はない	やや女性が優位	女性が優位
3: 休暇制度の利用しやすさ	男性が優位	やや男性が優位	性差はない	やや女性が優位	女性が優位
4: 昇進・人事評価	男性が優位	やや男性が優位	性差はない	やや女性が優位	女性が優位

Q6-3 あなたの所属する職場・事業所・法人等では、次の制度がありますか。また活用されていますか。
それぞれの項目に対し最もあてはまるもの1つに○をしてください。

1: 育児休暇	積極的に活用されている	制度が使える状況である	制度はあるが使いにくい	制度がない	わからない
2: 介護休暇	積極的に活用されている	制度が使える状況である	制度はあるが使いにくい	制度がない	わからない
3: 時短勤務制度	積極的に活用されている	制度が使える状況である	制度はあるが使いにくい	制度がない	わからない

4: フレックスタイム	積極的に活用されている	制度が使える状況である	制度はあるが使いにくい	制度がない	わからない
5: テレワーク・在宅勤務	積極的に活用されている	制度が使える状況である	制度はあるが使いにくい	制度がない	わからない
6: 副業・兼業制度	積極的に活用されている	制度が使える状況である	制度はあるが使いにくい	制度がない	わからない
7: 子の看護休暇	積極的に活用されている	制度が使える状況である	制度はあるが使いにくい	制度がない	わからない

Q6-4 あなたの所属する事業所・法人等には外国籍の方はいますか？

いる	過去はいたが今はいない	いない	わからない
----	-------------	-----	-------

Q6-5 あなたの所属する職場・事業所・法人等は次の項目で国籍による差が生じていると感じますか。また、今は外国籍の人がいなくても将来外国籍の人が職場に入った場合、差が生じると思いますか。それぞれの項目に対し最もあてはまるもの1つに○をしてください。

1: 業務での重要事項の決定	日本人が優位	やや日本人が優位	国籍の差はない	やや外国人が優位	外国人が優位
2: 賃金	日本人が優位	やや日本人が優位	国籍の差はない	やや外国人が優位	外国人が優位
3: 昇進・人事評価	日本人が優位	やや日本人が優位	国籍の差はない	やや外国人が優位	外国人が優位

Q7. あなたの日常生活における、【仕事】【家庭生活】【地域・個人の生活】の優先度についてうかがいます。希望する優先度と、実際の優先度のそれぞれに対し最もあてはまるもの1つに○をしてください。

1: 希望	【仕事】を優先	どちらかといえば【仕事】を優先	同じように両立	どちらかといえば【家庭】【地域・個人等】を優先	【家庭】【地域・個人等】を優先
2: 現実	【仕事】を優先	どちらかといえば【仕事】を優先	同じように両立	どちらかといえば【家庭】【地域・個人等】を優先	【家庭】【地域・個人等】を優先

※ここからは全員がお答えください。

Q8. 次の事項について、あなたの周囲（家庭・地域・職場等）で生じていますか。また、それぞれの事項における行政・民間の相談窓口をご存じですか。周囲で生じているか（1～3）、相談窓口を知っているか（A～C）

それぞれに対し最もあてはまるもの1つに○をしてください。

事項	周囲で生じているか			相談窓口を知っているか		
	生じている	生じていない	この用語を知らない	知っている		知らない
				使ったことがある	使ったことはない	
1: ドメスティックバイオレンス(DV)	3	2	1	A	B	C
2: デートDV	3	2	1	A	B	C
3: パワーハラスメント	3	2	1	A	B	C
4: セクシャルハラスメント	3	2	1	A	B	C
5: LGBT等ハラスメント	3	2	1	A	B	C

Q9. その他、本アンケートの内容や今後の男女共同参画と多様性社会の推進に向けたご意見等がありましたらご記入ください。（自由記載）※欄が不足する場合は別紙（様式は自由）に記入し、同封してください。

ご協力ありがとうございました。

担 当 北上市まちづくり部地域づくり課

多様性社会推進係

連絡先 電 話 0197-72-8300

メール chiiki@city.kitakami.iwate.jp

4 委員名簿

北上市男女共同参画・多様性社会推進委員会

(令和8年3月末時点)

区 分	氏 名	摘 要
委員長	吉 野 英 岐	公立大学法人岩手県立大学
副委員長	畠 山 希美子	きたかみ男女共同参画サポーターの会
委 員	藤 井 留美子	公募委員
委 員	長 畑 滋 彦	北上市校長会
委 員	小 原 賢 司	社会福祉法人北上市社会福祉協議会
委 員	蛇 澤 泰 子	北上工業クラブ
委 員	工 藤 元	北上市産業支援センター
委 員	高 橋 郁 子	北上市地域女性団体協議会
委 員	瀬 川 加 織	特定非営利活動法人いわて連携復興センター
委 員	後 藤 大 平	きたかみ男女共同参画サポーターの会
委 員	晴 山 玲 美	岩手県男女共同参画センター事業経験者
委 員	山 本 ゆき子	いわてレインボーマーチ many colors きたかみ

(敬称略)

北上市男女共同参画・多様性社会推進会議

(令和 8 年 3 月末時点)

区 分	氏 名	職 名
会 長	皆 川 礼一郎	まちづくり部長
委 員	平 野 大 介	企画部長
委 員	小 原 義 幸	危機管理監
委 員	熊 谷 弘 昭	財務部長
委 員	金 田 明	生活環境部長
委 員	佐 藤 江 美	福祉部長
委 員	高 橋 晋	健康こども部長
委 員	高 橋 恵	農林部長
委 員	高 橋 剛	商工部長
委 員	鈴 木 善 一	都市整備部長
委 員	小 原 昌 江	教育部長

5 経過

開催・実施年月日	経過
令和7年5月12日	第1回北上市男女共同参画・多様性社会推進会議開催
令和7年5月12日	庁議
令和7年5月19日 ～6月13日	男女共同参画と多様性社会に関するアンケート実施
令和7年7月23日	第1回北上市男女共同参画・多様性社会推進委員会開催
令和7年8月8日	第2回北上市男女共同参画・多様性社会推進会議開催
令和7年9月26日	第2回北上市男女共同参画・多様性社会推進委員会開催
令和7年10月8日	第3回北上市男女共同参画・多様性社会推進会議開催
令和7年 10月～11月	関係団体等との意見交換
令和7年11月14日	第3回北上市男女共同参画・多様性社会推進委員会開催
令和7年11月27日	第4回北上市男女共同参画・多様性社会推進会議開催
令和8年1月13日	定例三役協議
令和8年1月23日	北上市議会全員協議会
令和8年2月2日 ～2月16日	パブリックコメント募集
令和8年3月22日	庁議決定

6 用語解説

主な該当 ページ	用語	解説
9、15 他	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
9、15 他	性自認	自分の性をどのように認識しているかをいいます。
9、15 他	性的指向	人の恋愛感情及び性的な関心がどういう対象に向かうかの指向をいいます。
9、18 他	LGBTQ+／ 性的少数者	「LGBTQ+」とは、 L…レズビアン（女性として女性が好きな人） G…ゲイ（男性として男性が好きな人） B…バイセクシュアル（男性も女性も好きになる人） T…トランスジェンダー（生まれた時の（戸籍や出生届での）性別とは異なる性を自認する人） Q…クエスチョニング（性自認・性的指向が決められない、わからない、あえて決めない人） +…プラス（その他の性自認、性的指向の人） の英語の頭文字をとった言葉です。 また、性自認や性的指向のあり方とは別に、性分化にかかわる染色体やそれによる身体の発達が、多くの人のあり方と異なる状態の人もいます。そのような状態や人のことをインターセックスといい、LGBTの言葉に合わせ「LGBTI」と表記する場合もあります。 さらに、性の多様性について述べる際に、国際的には「SOGI」という言葉を使う場合もあります。
9、19 他	審議会等	当プランにおける審議会等とは、「政策方針の立案・決定への女性の参画を促進する」という観点から、「地方自治法第202条の3に基づくもの（所掌事項について調停、審査、審議、又は調査等を行う機関）」とします。
10、20他	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	男女共同参画社会基本法に定められているもので、性別による格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して積極的に機会を提供することを指します。また、男女雇用機会均等法では、労働者に対し性別を理由として差別的取扱いをすることを原則禁止していますが、事実上の格差を解消する

		目的で行うものに関しては法に違反しないことが明記されています。
10、24他	ワーク・ライフ・バランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をいいます。 (平成19年策定「仕事と生活の調和憲章」より)
10、31他	地域づくり組織	各地域内に自主的に組織された自治会等を構成員とし、北上市地域づくり組織条例に基づき設置された組織をいいます。当市では16の地域づくり組織が設置されています。
11、33他	ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）	夫婦、恋人等のパートナー間において、身体的、社会的、経済的、性的、心理的な危害若しくは苦痛を与える行為又は与えるおそれのある行為のことをいいます。
15	アウティング	性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の個人情報について、本人の了解を得ずに他人に伝えることをいいます。
16	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生まれつきの生物学的性別以外に社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のこと。 ジェンダーという言葉自体に良い・悪いの価値を含むものではありません。
33	デートＤＶ	恋人等のパートナー間において起こる暴力のことをいいます。
33	ハラスメント	他者に対する発言及び行動等が、本人の意図に関係なく、相手及び周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいいます。ハラスメントの中には、パワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等、さまざまな種類があります。
34	女性相談支援員	様々な困難な問題を抱える女性の相談に応じ、適切な支援や情報提供を行う専門職です。

第2次きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン
(令和8～12年度)

令和8年3月

発 行

北 上 市

〒024-8501 岩手県北上市芳町1-1

Tel 0197-64-2111 (代表)

E-mail kitakami@city.kitakami.iwate.jp (代表)



北 上 市